

令和 3 年度 入札契約制度等説明会資料

目 次

(1) 建設業許可制度について	1
(2) 経営事項審査制度について	1 1
(3) 令和 4・5 年度青森県建設工事競争入札参加資格の主観点について	2 2
(4) 特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の取扱いについて	2 4
(5) 令和 3 年度建設産業振興関係事業について	3 3
(6) 下請報告を怠った場合の指名停止の運用について	3 5
(7) 施工体制台帳及び施工体系図について	3 6
(8) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について	4 1
(9) 中間前金払制度について	5 2
(10) 総合評価落札方式【工事】評価項目等の見直しについて	5 4
(11) 令和 3 年 4 月 1 日以降適用の労務単価の運用に係る特例措置について	5 6
(12) 建設業退職金共済制度について（建退共青森県支部）	5 7

建設業許可制度について

I 解体工事業について

とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなす経過措置期間が令和3年6月30日をもって終了します。

経過措置対象となる技術者を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合は、**令和3年6月30日まで**に、解体工事業の技術者要件を備え、**当該専任技術者の資格区分に係る変更届**の提出をする必要があります。**資格区分の変更届**を提出しなければ、経過措置にて取得している解体工事業の許可は**取消処分**となりますので、十分御注意ください。

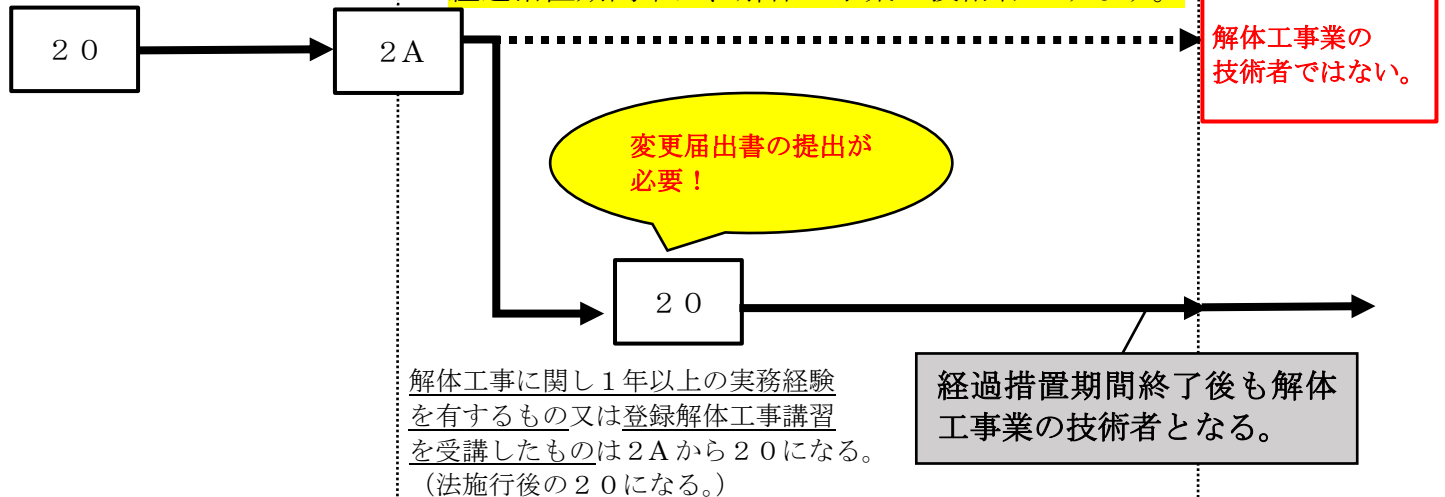
法施行(H28.6.1)

(R3.7.1~)

経過措置期間

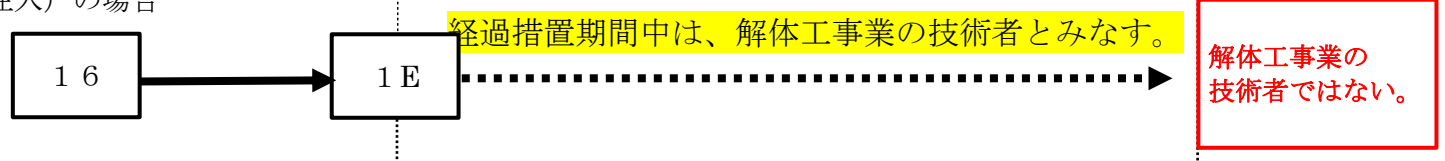
(例1)

平成27年度までに合格した
1級建築施工管理技士の場合



(例2)

平成27年度までに合格した
2級土木施工管理技士（薬液注入）の場合



2 技術者要件について

解体工事業の技術者要件は、以下のとおりです。

●監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1 級土木施工管理技士※¹
- ・ 1 級建築施工管理技士※¹
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）） ※²
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として 4,500 万円以上の解体工事に関し 2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者

●主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2 級土木施工管理技士（土木） ※¹
- ・ 2 級建築施工管理技士（建築又は躯体） ※¹
- ・ とび技能士（1 級）
- ・ とび技能士（2 級）合格後、解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
- ・ 解体工事施工技士
- ・ 大卒（指定学科）3 年以上、高卒（指定学科）5 年以上、その他 10 年以上の実務経験
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者

- ※1 平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※2 解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
- ※3 上記に該当しない 1 級及び 2 級建設機械施工管理技士、2 級土木施工管理技士（薬液注入）等の資格を有する技術者については、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講をしても、令和 3 年 7 月 1 日以降は解体工事業の技術者にはなりません。（新たに上記の資格を取得する必要があります。）

Ⅱ 合併・事業譲渡等の事業承継に関する認可の創設について

令和２年１０月１日から、建設業の譲渡及び譲受け（代替り及び法人成りを含む。）並びに合併及び分割に際し、**事前の認可**を受けることで、許可の空白期間なく、建設業の許可を承継することが可能になりました。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後３０日以内に認可の申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することが可能になります。

認可の要件は、**建設業許可と同様の要件が必要**となります。

認可申請に必要な様式は、Ｐ４～７を御参照ください。

認可申請に当たっては、事前に各地域県民局地域整備部又は監理課まで御相談ください。

Ⅲ 押印見直しについて

令和３年１月１日から、許可申請書等への**押印が不要**となりました。

押印不要の様式一覧は、Ｐ８を御参照ください。

なお、行政書士による代理申請の場合は、行政書士法施行規則第９条第２項による職印の押印が必要になります。

様式のＰＤＦファイル及びＥｘｃｅｌファイルにつきましては、青森県建設業ポータルサイト内「建設業許可申請書等のダウンロード」（https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/permission_download.html）のページに掲載しておりますので、こちらを御活用ください。

Ⅳ その他

建設業許可を受けた建設業者であっても、電気工事業を営む場合は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第３４条により電気工事業の届出が必要となります。

詳細についてはＰ９～１０「建設業の許可を受けて電気工事業を営む方へ」をご参照ください。

認可申請様式一覧

様式名称	摘要	様式番号	申請区分			
			譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続
申請書	申請区分に応じた様式を提出すること。	様式第 2 2 号の 5	○	—	—	—
		様式第 2 2 号の 7	—	○	—	—
		様式第 2 2 号の 8	—	—	○	—
		様式第 2 2 号の 1 0	—	—	—	○
申請書別表	※申請者が個人の場合は、別紙 1 は不要	別紙 1	○	○	○	○
		別紙 2	○	○	○	○
		別紙 3	○	○	○	—
工事経歴書	R2. 10. 1様式改正 建設業法の誤った理解による完成 工事高の計上や無許可営業等を防 止するため、「その他工事」の工 事経歴書についても作成、提出し ていただくよう、御協力お願いし ます。	第 2 号	○	○	○	○
直前 3 年の各事業年 度における工事施工 金額		第 3 号	○	○	○	○
使用人数	R2. 10. 1様式改正	第 4 号	○	○	○	○
誓約書	R2. 10. 1様式改正	第 6 号	○	○	○	○
常勤役員等（経営業 務の管理責任者）証 明書	R2. 10. 1様式改正 ※いずれか該当するものを提出し てください。	第 7 号	○	○	○	○
常勤役員等及び当該 役員等を直接に補佐 する者の証明書		第 7 号の 2				
常勤役員等の略歴書	R2. 10. 1様式改正	第 7 号別紙	○	○	○	○
常勤役員等を直接に 補佐する者の略歴書	※様式第 7 号の 2 を提出する場合 に必要	第 7 号の 2 別紙	△	△	△	△
組織図	※様式第 7 号の 2 を提出する場合 に必要	—	△	△	△	△
健康保険等の加入状 況		第 7 号の 3	▲	▲	▲	○ ※3
令第 3 条に規定する 使用人一覧表	従たる営業所がある場合は提出	第 1 1 号	○	○	○	○
許可申請者の住所生 年月日等に関する調 書	R2. 10. 1様式改正 ※様式第 7 号別紙又は第 7 号の 2 別紙を提出した者については不要	第 1 2 号	○	○	○	○
令第 3 条に規定する 使用人の住所、生年 月日等に関する調書	従たる営業所がある場合は提出 様式第 1 2 号を提出した者につい ては不要	第 1 3 号	○	○	○	○

認可申請様式一覧

様式名称	摘要	様式番号	申請区分			
			譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続
定款（写し）	法人のみ	—	○	○	○	—
株主（出資者）調書	法人のみ	第 1 4 号	○	○	○	—
財務諸表（法人） （貸借対照表、損益 計算書、完成工事原 価報告書、株主資本 等変動計算書、注記 表）		第 1 5 号～ 第 1 7 号の 2	○	○ ※1	○ ※2	—
附属明細書	資本の額が 1 億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 2 0 0 億円以上の特例株式会社を除く株式会社は提出。また有価証券報告書提出会社については、平成 2 0 年 4 月 1 日以降は、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出は免除。	第 1 7 号の 3	○	○ ※1	○ ※2	—
財務諸表（個人） （貸借対照表、損益 計算書）		第 1 8 号～ 第 1 9 号	○	—	—	○
登記事項証明書	法人のみ （個人で支配人登記がされている 場合には提出）	—	○	○ ※1	○ ※2	○
営業の沿革		第 2 0 号	○	○ ※1	○ ※2	○
所属建設業団体		第 2 0 号の 2	○	○ ※1	○ ※2	○
納税証明書	知事：事業税 大臣法人：法人税 大臣個人：所得税 ※法人設立直後等で納税証明書の 提出ができない場合、開業届の写 し等を提出	—	○	○ ※1	○ ※2	○
主要取引金融機関名		第 2 0 号の 3	○	○	○	○
誓約書	事業の承継後 2 週間以内に様式第 7 号の 3 及び社会保険関係の届書 を提出したことを証する書面を提 出する旨の誓約書	第 2 2 号の 6	○	○	○	—
		第 2 2 号の 1 1	—	—	—	○ ※3
法人の役員、個人事業主本人、令第 3 条に規定する使用人 （支配人・支店長・ 営業所長等）分の登記されていないことの証明書（正本 1 部のみ）	相談役、顧問、株主等については 不要	—	○	○	○	○

認可申請様式一覧

様式名称	摘要	様式番号	申請区分			
			譲渡及び譲受け	合併	分割	相続
法人の役員、個人事業主本人、令第3条に規定する使用人（支配人・支店長・営業所長等）分の身分証明書（正本1部のみ）	相談役、顧問、株主等については不要	－	○	○	○	○
譲渡及び譲受けに関する契約書（写し）		－	○	－	－	－
譲渡、譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類（写し）	法人のみ	－	○	－	－	－
合併の方法及び条件が記載された書面（写し）		－	－	○	－	－
合併契約書及び合併比率説明書（写し）		－	－	○	－	－
合併に関する法人の意思の決定を証する書類（写し）		－	－	○	－	－
分割契約書・分割計画書の写し及び分割比率説明書（写し）	（吸収分割の場合）分割契約書 （新規分割の場合）分割計画書	－	－	－	○	－
分割の方法及び条件が記載された書面（写し）		－	－	－	○	－
分割に関する法人の意思の決定を証する書類（写し）		－	－	－	○	－
申請者と被相続人との続柄を証する書類	戸籍謄本等	－	－	－	－	○
申請者以外の相続人の同意書	※申請者以外に相続人がある場合に提出	－	－	－	－	△

認可申請様式一覧

様式名称	摘要	様式番号	申請区分			
			譲渡及び 譲受け	合併	分割	相続
返信用封筒	※確認資料について、郵送での受取りを希望する場合に必要（要切手貼付）	－	△	△	△	△

○：必要書類、△：必要に応じて添付、▲：事業の承継の日から２週間後に提出

- ※1 新設合併の場合は不要。
- ※2 新設分割の場合は不要。
- ※3 申請時、既に社会保険の加入の届書を提出している場合は、確認資料とともに様式第7号の3を添付し、申請時まで当該届書を提出していない場合は、様式第22号の11の誓約書を添付する。

【注意事項】

- ・上記に記載のないものであっても、必要と認める書類の提出を求めることがあります。
- ・申請人（譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人）が建設業許可を有している場合、一部提出を省略できる書類があります。詳細については、お問合せください。
- ・認可申請に当たっては、事前に各地域県民局地域整備部又は監理課までご相談ください。

○提出時に押印不要の様式一覧

様式	様式名
第一号	建設業許可申請書
第六号	誓約書
第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書
第七号別紙	常勤役員等の略歴書
第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書
第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
第七号の三	健康保険等の加入状況
第八号	専任技術者証明書(新規・変更)
第九号	実務経験証明書
第十号	指導監督の実務経験証明書
第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書
第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
第二十二号の二	変更届出書
第二十二号の三	届出書
第二十二号の四	廃業届
第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書
第二十二号の六	誓約書
第二十二号の七	合併認可申請書
第二十二号の八	分割認可申請書
第二十二号の九	届出書
第二十二号の十	相続認可申請書
第二十二号の十一	誓約書
第二十二号の十二	届出書

建設業の許可を受けて電気工事業を営む方へ

青森県危機管理局消防保安課

建設業（電気工事業）の許可を受けただけで、消防保安課に電気工事業の届出等をしていないと、電気工事の請負はできますが、自社で電気工事を行うことはできません。

建設業法第3条第1項により建設業の許可を受けた事業者が、電気工事業を営む場合は、以下の場合（※）を除き、電気工事業法第34条に基づき、国または県に電気工事業の届出又は通知する必要があります。

※電気工事業の届出等が不要の場合

- ・元請業者が工事の監督のみを行い、下請業者（登録（通知）電気工事業者）が電気工事を施行する場合
- ・軽微な工事をする場合（詳細は、裏面記載）
- ・自社施設内の電気設備を自社で工事する場合



もし、この届出等をしないで電気工事業を開始した場合、2万円以下の罰金を科せられる可能性もあります。

必要な手続き

ケース1 新たに電気工事業を営む場合

- ①電気工事の種類が、一般用電気工作物のみ又は一般用電気工作物及び自家用電気工作物の場合
 - ・ 電気工事業を開始した日から遅滞なく、「電気工事業開始届出書」等を青森県危機管理局消防保安課産業保安グループへ提出してください。
- ②電気工事の種類が、自家用電気工作物のみの場合
 - ・ 事業を開始する10日前までに「電気工事業開始通知書」等を青森県危機管理局消防保安課産業保安グループへ提出してください。

ケース2 登録電気工事業者が、建設業の許可を受けた場合

登録電気工事業者が電気工事業の建設業許可を受けた場合は、その登録の廃止を行った上、改めて「みなし登録電気工事業者」の開始届出を行う必要があります。

- ・ 建設業の許可を取得し電気工事業を開始した日から遅滞なく、「電気工事業廃止届出書」及び「電気工事業開始届出書」等を青森県危機管理局消防保安課産業保安グループへ提出してください。

申請書類等

必要な書類等は、「青森県電子申請・届出システム」に掲載されています。

「青森県電子申請・届出システム」で検索するか、または「青森県庁ウェブサイト」のトップページにある「利用の多いページ」の「電子申請・届け出」をクリックしてください。

〈「青森県電子申請・届出システム」内の検索方法〉

「申請書ダウンロードへ」(画面右上)をクリック

→「青森県電子申請・届出システム 申請書ダウンロード」の「検索メニュー」の「手続き名」に以下の手続き名を入力し、「検索」をクリック

〈手続き名〉

ケース1の①の場合 「電気工事業開始届出」

〃 ②の場合 「電気工事業開始通知」

ケース2の場合 「電気工事業開始届出」

「電気工事業廃止届」

お問合せは、以下の連絡先まで

〈連絡先〉

青森県危機管理局消防保安課産業保安グループ

住所 青森市新町2-4-30 青森県庁北棟2階

電話 017-734-9392

なお、電気工事を施工する事業所が、青森県以外の都道府県にもある場合は、届出(通知)先は国になります。まずは、上記の連絡先にお問合せください。

軽微な工事(電気工事士法施行令第1条該当)

- ①電圧 600V 以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧 600V 以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- ②電圧 600V 以下で使用する電気機器(配線器具を除く。以下同じ。)又は電圧 600V 以下で使用する蓄電池の端子に電線(コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。)をねじ止めする工事
- ③電圧 600V 以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- ④電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器(二次電圧が 36V 以下のものに限る。)の二次側の配線工事
- ⑤電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- ⑥地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

経営事項審査制度について

I 経営事項審査の受付方法について

青森県知事許可業者の経営事項審査申請は、郵送により受付します。

経営事項審査を希望する方は、提出書類等の詳細について青森県建設業ポータルサイト内「経営事項審査」ページに掲載している、「経営事項審査の手引き（令和3年4月）」を御確認の上、監理課宛てに書類等を郵送してくださるようお願いします。

II 令和3年4月1日改正点について

令和3年4月1日から、経営事項審査の審査基準が次のとおり改正されました。

1 技術職員名簿

(1) 技術職員数

技術職員数の評価対象者として、「監理技術者補佐（1級技士補）」が追加されました。

監理技術者補佐とは、主任技術者となるべき資格及び1級技術検定の第一次試験の合格者に付与される資格である1級技士補の資格を有する者を指します。

有資格区分コード等については、以下のとおりです。

有資格区分コード	評点
005	4点

(2) 「CPD単位取得数」欄の追加

技術職員名簿に「CPD単位取得数」を記載する欄が設けられました。

「CPD単位取得数」とは、技術者が審査基準日以前1年間にCPD認定団体から認定されたCPD単位を以下の方法で換算した数値です。

技術職員名簿に記載されていない技術者が取得したCPD単位は、「CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号・P18）」に記載してください。なお、CPD単位を取得した技術者名簿における「CPD単位」は、技術職員名簿における「CPD単位取得数」を指します。

※ 技術者とは、主任技術者又は監理技術者となるべき資格を有する者及び1級又は2級の第一次試験に合格した者です。

技術者1人当たり最大30単位（換算後の単位数）まで計上できます。

複数のCPD認定団体から、CPD単位の認定を受けている場合は、いずれか1つのCPD認定団体を選択し、CPD単位の換算を行ってください。複数のCPD認定団体から認定されたCPD単位を合算して、「CPD単位取得数」とすることはできません。

CPD単位取得実績がない場合は、0を記入してください。

・CPD単位取得数の換算方法

技術者が、審査基準日以前1年間に認定されたCPD単位数を、認定団体ごとにP18の表で掲げる数値で除し、30を乗じます（小数点以下は、切り捨てます。）。

審査基準日以前1年間に 認定されたCPD単位数	÷	各認定団体に対応する数値	×	30	=	CPD単位取得数 (CPD単位)
----------------------------	---	--------------	---	----	---	---------------------

(例) (一財)全国土木施工管理技士会連合会が認定するCPD単位を、審査対象年度内に25単位認定された場合

$25 \div 20 \times 30 = 37.5 \div 30 \rightarrow 30$ を「CPD単位取得数」欄に記載する。

※ 一人当たり最大30単位まで

※ 小数点以下は切り捨てる。

2 その他審査項目（社会性等）

（1）労働福祉の状況

「法定外労働災害補償制度の有無」の評価対象となる補償制度の提供者に、全日本火災共済協同組合連合会を含む「中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者」が追加されました。

（2）建設業の経理の状況

「公認会計士等の数」「二級登録経理試験合格者等の数」の評価対象となる者の要件が、以下のとおり変更されました。

【公認会計士等】

・公認会計士又は税理士 ※ 会計士補の方は、評価対象には含まれません。

①これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

②国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者

・一級登録経理試験合格者

①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

②平成29年3月31日以前に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る。）

③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講したものであって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

【二級登録経理試験合格者】

・二級登録試験合格者

①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

②平成29年3月31日以前に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る。）

③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

（3）知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の追加

その他審査項目（社会性等）の新たな審査項目として、「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」が追加されました。

【項番61】

・CPD単位取得数

「CPD単位取得数」欄には、技術職員名簿の「CPD単位取得数」欄及びCPD単位を取得した技術者名簿の「CPD単位」欄に記載した単位数の合計を記載します。

CPD単位取得数の算出方法等は、Ⅱ1（2）を参照してください。

・技術者数

主任技術者又は監理技術者となるべき資格を有する者及び1級又は2級の第一次試験に合格した者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数を指します。

原則、技術職員名簿とCPD単位を取得した技術者名簿に記載した者の合計人数と一致します。

※ レベル3技能者又はレベル4技能者として技術職員名簿に記載されている方で、かつ、主任技術者又は監理技術者となる資格及び1級又は2級の技士補の資格を有していない方は、技術者数には含まれません。

【項番62】

項番62の記入に当たっては、事前に「技能者名簿（様式第5号・P19）」を作成してください。

・技能レベル向上者数

技能者に該当する者のうち、審査基準日以前3年間に、建設キャリアアップシステムにおいて、レベルが1以上アップした者の数を指します。

技能者名簿「レベル向上の有無」欄に○が付された者の合計人数を記載してください。

※ レベル判定を受けていない者がレベル1の判定を受けた場合は、技能レベル向上者数には含みません。

・技能者数

審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿に記載された者）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数を指します。主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は含みません。

技能者名簿「合計」欄の人数を記入してください。

・控除対象者数

技能者に該当する者のうち、審査基準日の3年前より以前に、建設キャリアアップシステムにおいて、レベル4の判定を受けた者の人数を指します。

技能者名簿「控除対象」欄に○が付された者の合計人数を記入してください。

3 確認書類（提出書類）について

今回の改正項目に係る確認書類は、以下のとおりです。

（1）（公財）青森県建設技術センターへ提出するもの

以下の項目は、経営事項審査の事前確認として、公益財団法人青森県建設技術センター（以下「センター」という。）で審査を行います。各様式及び確認書類は、センターに提出してください。

ア 技術職員名簿（別紙二：電算用紙20005帳票）

（ア）監理技術者補佐（1級技士補）

- ・資格を証明する書類

（イ）CPD単位取得数

- ・CPD認定団体が発行するCPD単位取得証明書（実績証明書）

※ CPD単位実績証明書等については、各認定団体にお問合せください。

イ 建設業に従事するその他職員確認票

(ア) 公認会計士

次のいずれかの書類

- ・登録証明書（日本公認会計士協会が発行したもの）
→公認会計士となる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない場合
- ・国土交通大臣が指定する研修を受講したことを証明する書類
→国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した場合

(イ) 税理士

次のいずれかの書類

- ・登録事項証明書（日本税理士連合会が発行したもの）
→税理士となる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない場合
- ・国土交通大臣が指定する研修を受講したことを証明する書類
→国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した場合

(ウ) 建設業経理士

次のいずれかの書類

- ・合格証明書
→平成29年3月31日以前に合格した場合及び合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない場合
- ・登録経理講習修了証
→登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない場合

ウ CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）※ 掲載者がいない場合は作成不要です。

- ・CPD認定団体が発行するCPD単位取得証明書（実績証明書）
- ・資格を証明する書類
- ・常勤性を確認する書類

エ 技能者名簿（様式第5号）※ 掲載者がいない場合は作成不要です。

- ・能力評価（レベル判定）結果通知書
→技能レベル向上者又は控除対象者に該当する者に係るもの
- ・常勤性を確認する書類（名簿掲載者全員分）
- ・作業員名簿
→審査基準日時点で稼働している工事に係るもの

(2) 青森県監理課へ提出するもの

「CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）」及び「技能者名簿（様式第5号）」は、技術職員名簿の次に綴ってください。

ア 法定外労働災害補償制度加入の有無

- ・「中小企業等共同組合法の認可を受けて共済事業を行う者」が提供する補償制度に加入していることを証明する書類

イ C P D 単位取得数・技術者数

- ・技術職員名簿（センターの確認印が押印されたもの）
- ・C P D 単位を取得した技術者名簿（センターの確認印が押印されたもの）

ウ 技能者数・技能レベル向上者数・控除対象者数

- ・技能者名簿（センターの確認印が押印されたもの）

4 再審査について

今回の改正に係る再審査を受付しています（令和3年4月1日～令和3年7月29日）。

※ 詳細は青森県建設業ポータルサイト内「経営事項審査」ページに掲載している、「令和3年4月1日改正の経営事項審査について（令和3年4月15日）」を御確認ください。

Ⅲ 「解体工事業」に係る経過措置について

平成28年6月以前にとび・土工工事業に関し学卒及び経験年数で規定される者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと国土交通大臣が認定した者については、令和3年6月30日までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます（附則第4条）。

（例）業種別技術職員コード表「有資格区分コード」（手引きP109～112）

113：1級土木施工管理技士

→ **11C**：1級土木施工管理技士（附則第4条該当）

222：2級建築施工管理技士（躯体）

→ **22B**：2級建築施工管理技士（躯体）（附則第4条該当）

※ 附則第4条に該当する技術者（改正規則施行時に旧とび・土工工事業に関する資格を持ち、解体工事の技術者とみなされる者）は、末尾がアルファベットのコードを使用し、経過措置期間中に解体工事業の資格を取得した者は、末尾が数字のコードを使用してください。

Ⅳ その他留意点について

1 押印廃止について

令和3年1月1日から、経営事項審査事前確認願及び経営事項審査申請書への押印が不要になりました。行政書士が代理申請する場合は、行政書士法施行規則第9条第2項による職員の押印が必要となるため、注意してください。

2 経営事項審査事前確認に係る確認書類の簡素化について

技術職員名簿等（経営事項審査の事前確認）の確認書類として、センターに提出する資格証等の写しは、過去の事前確認において既に提出している場合、有効期間の定めがないものに限り、再度の提出が不要となりました。

※ 有効期間の定めがないものでも、有資格区分コードを変更する場合や新規掲載者がいる場合は、提出が必要です。

【再度の提出が不要になるもの】

検定又は試験の合格証その他の資格を証明する書類の写し

→合格証明書、免状、実務経験証明書等

【毎回提出が必要なもの】

有効期間の定めがある資格証の写し

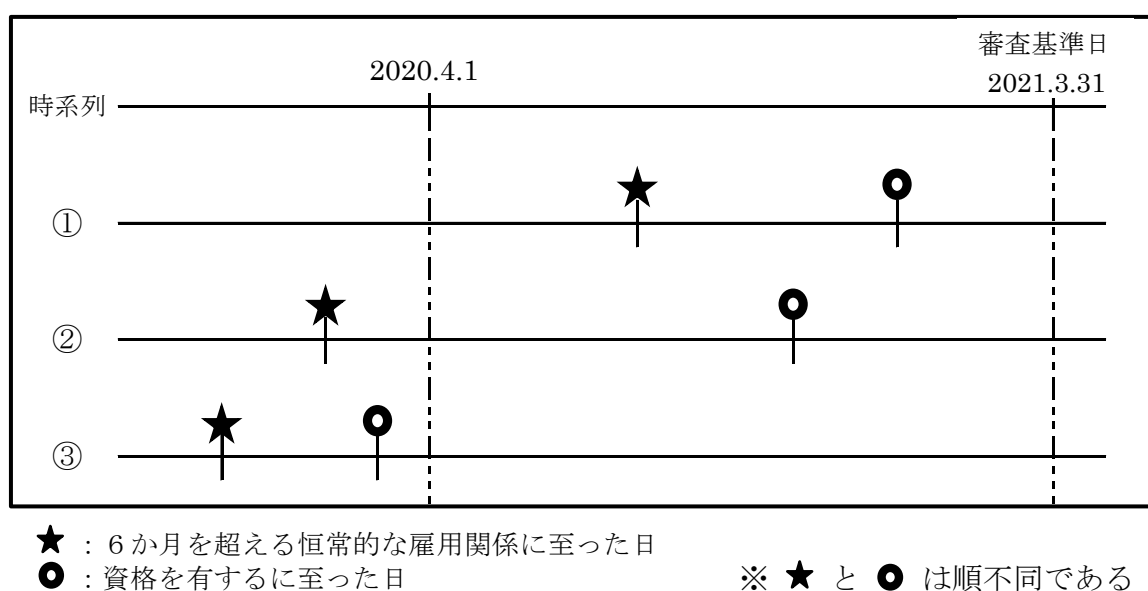
→監理技術者資格者証、登録基幹技能者講習修了証等

3 新規若年技術職員について【項番60関係】

新規若年技術職員とは、審査対象年内に技術職員（＝技術職員名簿に掲載可能）となった者であり、以下のいずれかに該当する者です。

- ・審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者
- ・審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6か月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

【例】3月決算法人で、令和3年3月31日を審査基準日として経営事項審査を受ける場合（前審査基準日の技術職員名簿上に掲載のなかった者で、35歳未満である。）



※ センターで確認を受ける際の提出書類のうち、確定申告書の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し等個人番号が記載されているものに関しては個人番号を黒塗りした状態で提出してください。

(1) 技術職員名簿の「新規掲載者」欄（20005帳票）

前審査基準日において掲載されていない技術者の場合、①、②及び③の全てのケースにおいて新規掲載者欄に「○」がつきます。

(2) 申請書様式別紙3（その他審査項目（社会正等））【項番60】の計算（20004帳票）

①及び②のケースでは、問題なく計算に含めることができます。

③のケースの場合、今回の審査基準日において初めて技術職員名簿に掲載された者であっても、新規若年技術職員とは認められず、計算に含めることができません。

→【理由】新規に技術職員となったのが審査対象年内ではないため。

※ 技術職員名簿において新規掲載者となった者であっても、新規若年技術職員に含めることができない場合があるため注意してください。

4 技術者登録について（県入札参加資格申請に必要）

（１）県内建設業者で県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、入札参加資格を申請する業種の技術職員について、技術者登録又は登録内容の変更の手続が必要です。

技術者情報の一元管理を委託しているセンターに登録がなければ、所属技術者と認められませんので、資格の変更や新規雇用技術者等の異動等に伴う変更届は速やかに行ってください。

（２）技術者登録の有資格コードは、経営事項審査のものとは異なりますので留意してください。

5 工事経歴書に記載する工事の業種について

一式工事（土木一式及び建築一式）の工事経歴書に下請工事がある場合は、当該工事が専門工事であるおそれがあることから、工事の内訳が分かる資料（契約書、注文書、請書、見積書等）を必ず提出してください。

6 追加した許可業種に係る経営事項審査について

経営事項審査の受審後に、建設業の業種追加申請により新たに許可を取得した場合、追加した業種の審査を受けることが可能です。ただし、以下の点に留意してください。

- ・追加業種についてのみ審査を行い、総合評定値を算出します。受審済の業種については、再審査及び総合評定値の算出は行いません。
 - ・追加する業種の完成工事高は、「その他工事」に記載の金額に限り、計上することができます。
- なお、手数料は 2,500 円×追加業種数となります。

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
CPD認定団体		数値	
	公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	
	一般財団法人建設業振興基金	12	
	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	
	一般社団法人交通工学研究会	50	
	公益社団法人地盤工学会	50	
	公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20	
	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	
	一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	
	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	
	一般社団法人全日本建設技術協会	25	
	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	
	公益社団法人土木学会	50	
	一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	
	公益社団法人日本技士会	50	
	公益社団法人日本建築士会連合会	12	
	公益社団法人日本造園学会	50	
	公益社団法人日本都市計画学会	50	
	公益社団法人農業農村工学会	50	
	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12	
	公益社団法人建築家協会	12	
	一般社団法人日本建設業連合会	12	
	一般社団法人日本建築学会	12	
	一般社団法人建築設備技術者協会	12	
	一般社団法人電気設備学会	12	
	一般社団法人日本設備設計事務所協会	12	
	公益財団法人建築技術教育普及センター	12	
	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12	

技術者が審査基準日以前 1 年間に C P D 認定団体から認定された C P D 単位を、C P D 認定団体ごとに左表で掲げる数値で除し、3 0 を乗じた数値を記入します。

※ 小数点以下は、切り捨てます。

※ 技術者 1 人当たりの C P D 単位取得数の上限は、3 0 単位です。

※ C P D 単位取得実績がない場合は、0 を記入してください。

※ 複数の C P D 認定団体から C P D 単位を認定されている場合、いずれか 1 つの C P D 認定団体から認定された単位をもとに、C P D 単位を算出します。

技術職員名簿の「C P D 単位取得数」の合計を記入します。

上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)	
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)	
CPD単位総計 (① + ②)	

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七
は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規
別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 2 「CPD単位」の欄には、技術者がC P D 認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げる
CPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

項番 6 1 と一致します。

単位数の算出方法等は、
「CPD単位」と同様です。

技 術 職 員 名 簿											
頁		項 番		数		頁					
通番	新規 掲載 者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	CPD単位 取得数
1				8 2							

様式第 5 号

技能者とは、審査基準日以前 3 年間に建設工事の施工に従事した者です。
主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は技能者には該当しません。

審査基準日の3年前より以前に、レベル4の判定を受けた場合は、○を記入します。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

⑤

※ レベル判定の有無に関わらず、技能者に該当する方は、全員掲載してください。

審査基準日以前に受けた、最新の評価の評価年月日を記入してください。

審査基準日以前３年間に、レベルが１以上アップした場合は、○を記入します。

 ※ 評価無しの方が、レベル１の判定を受けた場合は、技能レベル向上者には該当しません。

項番６２「技能者数」と一致します。

項番６２「技能レベル向上者数」と一致します。

項番６２「控除対象者数」と一致します。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

経営事項審査に係る技術職員の事前確認申請時の留意点について

1 事前確認審査基準日について

経営事項審査に係る技術職員名簿及び建設業に従事するその他職員等確認票に関しては、審査基準日時点の状況について内容を確認しています。

審査基準日以前に離職された方や、審査基準日以降に取得した資格、雇用された方は対象外となります。

2 チェックリストについて

経営事項審査申請の手引きのP115や（公財）青森県建設技術センター（以下「センター」という。）のホームページに「技術職員名簿事前確認チェックリスト」があります。

最新のチェックリストを確認し、チェックを入れたものを提出書類と一緒に送付してください。

※ リストの左上に「令和3年度」の記述があるものが最新版です。

チェックをPC上で入力して添付するケースが散見されますが、不備が修正されていない場合がありますので、必ず1件ごとに確認し、印刷したリストに手書きでチェックを入れてから添付してください。

3 書類提出時の注意点について

- ・添付書類は、技術者ごとではなく、書類の種別ごとにまとめてください。
- ・各種別ごとにまとめた提出書類は、技術職員名簿順に並べてください。
- ・平成27年度以前に取得した資格に関しては、有資格コードが経過措置コード（アルファベットを含むもの）にあたるか確認してください（経営事項審査申請の手引きP21 参考例44～47 参照）。
- ・職員の人数が30名以上いる場合、社会保険の資料に名簿の番号を記載してください。

4 実務経験証明書について

証明書の作成に関しては、複写・貼付せずに技術者ごとに作成をお願いします。

また、一人の技術者が2つ以上の業種の実務経験を取る際、証明期間を重複することはできません。センターが確認印を押印した実務経験証明書の原本は紛失しないよう保管してください（代理人（行政書士）が原本を持っている場合は、申請者へ原本を返却し、代理人はコピーを保管してください）。

技術者が他社へ移った場合も、センター確認印がある実務経験証明書はそのまま確認可能となります。

センターが確認印を押印した実務経験証明書は、青森県が実施する経営事項審査に限り有効なものです。他機関に提出する場合は、センターの確認印のない証明書の写しを提出してください（記載内容は統一してください）。

5 事前確認審査期間について

事前確認審査期間に関しては、通常1か月程度の日数を要します。また、書類に不備がある場合は、それに伴う修正・審査によりさらに日数を要します。このため、受領希望日から逆算して1か月以上の余裕をもって事前確認書類の提出をお願いします。

※ 「経審を受けようとする月の2か月前までに申請」を目安にしてください。

※ センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、当面の間、経営事項審査事前確認申請及び技術者登録に係る窓口での対面での対応を控えています。申請書類提出は、原則郵送でお願いします。

県へ入札参加資格申請をしている場合の技術者登録についての留意点

【技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の事前確認の違いについて】

技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の事前確認は、それぞれ異なるものです。技術者登録は、青森県（国及び市町村は不可）に入札参加資格申請をしている方のみ行うものです。経営事項審査の事前確認を行っていても、技術者登録がされているわけではありません。

青森県に入札参加資格申請をしている方は、技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の事前確認の両方を行う必要があります。

経営事項審査に係る技術職員の事前確認は、審査基準日（決算日）時点のもので年一度行い、技術者登録は、技術職員の変動があった場合には、その都度行ってください。

- ・技術者登録は、対象技術者が継続雇用されて3ヶ月以上経過してから書類提出をお願いいたします（有期契約労働者は1年経過後提出）。
- ・平成27年度以前に使用された有資格コード73「とび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工」は、平成28年度に資格コード6B「型枠施工」と5B「とび・とび工」及び7A「コンクリート圧送施工」へと細分化されました。これにより、平成27年度以前に73「とび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工」で登録されている技術者は、システム上すべて7A「コンクリート圧送施工」として登録されています。このため、資格が6B「型枠施工」や5B「とび・とび工」となる技術者は、新しい資格コードへの変更登録が必要となりますので、御確認をお願いいたします。内容と違う番号で登録されている場合には、お手数ですが、変更届の御提出をお願いいたします。
- ・平成30年4月1日以降、電気通信工事施工管理技士及び登録基幹技能者の技術者登録が可能になりました。資格をお持ちで、未だ登録がお済でない方は書類の提出をお願いいたします。

<登録コード>

電気通信工事施工管理技士

・1級・・・コード番号 31

・2級・・・コード番号 32

登録基幹技能者

コード番号 36

- ・（公財）青森県建設技術センターに登録している解体工事業に係る技術者のうち、平成28年6月1日より前に1級土木施工管理技士等を取得していた技術者については、経過措置コードに一括置換えを実施済みです。
また、登録解体工事講習を受けた場合又は解体の実務経験が1年以上ある場合は、資格コードの変更届を提出する必要があります（解体工事の資格を登録し、経過措置コードから通常のコードに置き換える。）。

令和４・５年度青森県建設工事競争入札参加資格の主観点について

１ 工事成績点の評価方法の見直し

現在、直近４年間に完成した県発注工事等の工事規模（最終請負金額）及び工事成績評定点を基に工事成績点を算出し、総合点に加点していますが、品質確保の観点から、工事成績評定点に係る評価をより重視した計算方法に見直すとともに、県発注工事の審査対象期間を４年間から８年間に拡大します。

現行

- | |
|---|
| (1) 対象期間 |
| ４年間 |
| (2) 計算方法 |
| $\Sigma \{ \text{工事規模} \times (\text{工事成績評定点} - 69) \}$ |
| →換算表より算定 |



改正

- | |
|---|
| (1) 対象期間 |
| 県発注工事は８年間（県発注工事以外の工事は従前どおり４年間） |
| ※ 県発注工事は、知事部局、警察本部、教育庁（学校施設課発注のみを対象とし、各学校発注は対象外とする。）及び公営企業が発注したものとする。 |
| (2) 計算方法 |
| 直近８年間における県発注工事の工事成績評定点の平均点（以下「平均点」という。）未満の工事については、０．５を乗じる。 |
| また、直近８年間のうち、直近４年間より前に完成した工事については、工事規模に０．２５を乗じる。 |

- ①直近４年間に完成した工事のうち平均点以上のもの
- ②直近４年間より前に完成した工事のうち平均点以上のもの
- ③直近４年間に完成した工事のうち平均点未満のもの
- ④直近４年間より前に完成した工事のうち平均点未満のもの

$$\textcircled{1} \Sigma \{ \text{工事規模} \times (\text{工事成績評定点} - 69) \}$$

$$+ \textcircled{2} \Sigma \{ \text{工事規模} \times 0.25 \times (\text{工事成績評定点} - 69) \}$$

$$+ \textcircled{3} \Sigma \{ \text{工事規模} \times (\text{工事成績評定点} - 69) \} \times 0.5$$

$$+ \textcircled{4} \Sigma \{ \text{工事規模} \times 0.25 \times (\text{工事成績評定点} - 69) \} \times 0.5$$

→換算表より算定

２ 評価項目の追加

刑務所出所者等の雇用に協力する「協力雇用主」の登録を受けた者に、「５点」を加点する項目として追加します。

【協力雇用主の登録に関する問合せ先】

青森保護観察所 処遇部門 就労支援担当

電話 ０１７－７７６－６４１８

青森保護観察所ホームページ

http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_aomori_aomori.html

特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の取扱いについて

県では、建設業法（昭和24年法律第100号）の一部改正（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号））を踏まえ、下記のとおり青森県発注の建設工事における配置技術者等の取扱いを改めたので、お知らせします。

記

1 改正の内容

（1）特例監理技術者の配置を認める工事

特例監理技術者の兼務できる工事現場の範囲は、工事現場が同一の地域県民局管内（青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和36年1月青森県条例第13号）第2条第2項で定める所管区域をいう。以下同じ。）の工事とし、兼務できる建設工事の総数は、2件とする。

なお、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で設置しなければならない。

（2）現場代理人の兼務要件

ア 現場代理人が特例監理技術者を兼務する場合は、工事現場が同一の地域県民局管内の工事とし、兼務できる建設工事の総数は、2件とする。

イ 請負代金の額が3,500万円未満（建築の場合は7,000万円未満）の工事の場合の兼務要件について、工事現場が同一の地域県民局管内の工事とする。

●青森県地域県民局及び行政機関設置条例（抜粋）

（地域県民局）

第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、地域県民局を設置する。

2 地域県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
東青地域県民局	青森市	青森市、東津軽郡
中南地域県民局	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
三八地域県民局	八戸市	八戸市、三戸郡
西北地域県民局	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
下北地域県民局	むつ市	むつ市、下北郡

3～10 略

2 施行期日

令和3年6月4日から施行する。

3 参考資料

青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアル

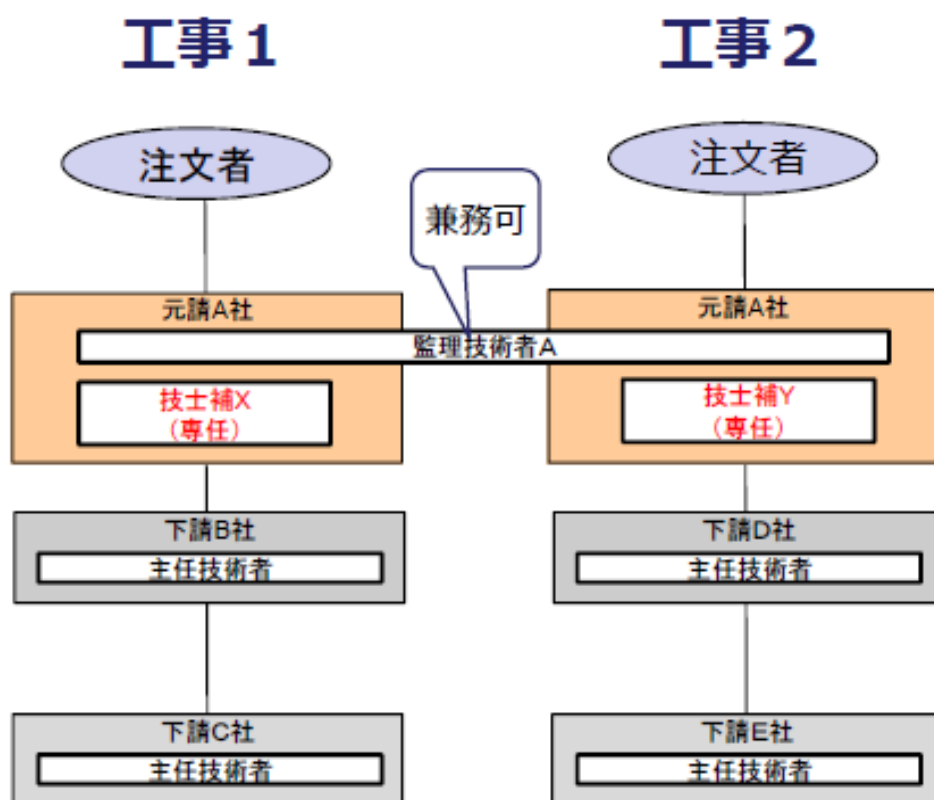
○監理技術者の専任義務の緩和について

建設業法の一部改正により、工事現場に監理技術者を専任で設置すべき建設工事について、当該監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で設置する場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととされた。すなわち、監理技術者が兼務できることを認めるものである。なお、兼務できる工事現場の総数は、2件とされている。

2件の工事現場を兼務する場合の監理技術者（下図の「監理技術者A」）を「特例監理技術者」という。

特例監理技術者を設置する場合には、2件の工事現場ごとに監理技術者補佐（下図の「技士補X」及び「技士補Y」）を専任で設置しなければならない。

監理技術者補佐として認められるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、1級技士補、1級技士又は監理技術者である。



○ 青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアル

平成24年3月29日 青監第924号

令和3年6月4日 青監第210号（最終改正）

1 技術者等の定義

(1) 営業所の専任技術者

建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号及び第15条第2号の規定により、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている者をいう。

(2) 主任技術者

建設業法第26条第1項の規定により、請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(3) 監理技術者

建設業法第26条第2項の規定により、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が4千万円（建築一式工事の場合は、6千万円）以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。

(4) 特例監理技術者

建設業法第26条第3項ただし書の規定により、監理技術者補佐を工事現場に専任で設置した場合に兼務が認められる監理技術者をいう。

(5) 監理技術者補佐

建設業法第26条第3項ただし書の規定により、監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。

(6) 現場代理人

契約約款（平成31年3月青森県告示第221号の青森県建設工事請負標準契約約款をいう。以下同じ。）第10条第2項の規定により、工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者をいう。

2 技術者等の雇用関係

(1) 営業所の専任技術者

雇用契約等により所属建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務している者であること。

(2) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。恒常的な雇用関係とは、一般競争入札（青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成11年7月19日青監第611号）第3条第1項に規定する一般競争入札及び青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（平成20年6月9日青監第224号）第2条第1号に規定する条件付き一般競争入札をいう。）にあっては入札参加資格申請を行う日、指名競争入札にあっては入札執行の日、随意契約にあっては見積書の提出があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合は、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえないので留意すること。

また、大規模災害等対策において円滑な施工を確保するため知事が必要と認めた場合は、恒常的な雇用関係としての3ヶ月以上の要件を緩和することがある。

3 技術者の登録

県発注工事の入札に参加する予定のある建設業者のうち県内に本店を有する者は、県発注工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として設置が可能な技術者の資格や雇用状況について事前に確認し登録する必要があるため、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用があった後、下記の方法によりあらかじめ県に登録すること。

なお、県外に本店を有する者は、事前に技術者を登録する必要はなく、入札に参加する都度、当該技術者の資格や3ヶ月以上の雇用状況の確認を行うこと。

- (1) 登録先 県が指定する登録機関
- (2) 登録方法 技術者登録届出書及び確認書類を上記登録機関へ郵送すること。
- (3) 確認書類 合格証明書等の写し、社会保険等3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できるものの写し

(確認書類)

ア 資格を証明するもの

- ① 主任技術者又は監理技術者補佐
国家資格保有者は、合格証明書等の写し
実務経験者は、実務経験証明書
- ② 監理技術者又は特例監理技術者
監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

3ヶ月以上の雇用関係が確認できる次の書類の写しを提出すること。（2つ以上）

- ・ 健康保険被保険者証（被保険者等記号・番号等にマスキングを施したものであること。）
- ・ 社会保険の標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届
- ・ 住民税特別徴収税額通知書 等

4 技術者の建設工事への設置

(1) 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業（7業種）（土、建、管、鋼、舗、電、園）		
許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計	4,000万円以上(※1)	4,000万円未満(※1)	4,000万円以上は契約できない(※1)
工事現場に置くべき技術者	監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐	主任技術者	
技術者の資格要件	1級国家資格者 大臣特別認定者(※2)	1級・2級国家資格者 実務経験者	
技術者の現場専任(※3)	公共性のある請負金額 3,500万円以上の工事(※4)		

※1 建築一式工事の場合 6,000万円

※2 指定建設業以外の業種の場合 「大臣特別認定者」ではなく「実務経験者」となる。

※3 特例監理技術者を除く。

※4 建築一式工事の場合 7,000万円

(2) 県発注工事における技術者の設置

県発注工事における技術者の設置については、(1)によるもののほか、より適正な施工を確保するため、次のとおりとする。

ア 主任技術者の資格

土木工事については共通特記仕様書に定める資格を有する主任技術者を、土木工事以外の工事については共通特記仕様書に準じて発注者が別に定める資格を有する主任技術者を設置することとする。

なお、土木工事以外の工事につき青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領の運用(平成20年6月9日青監第224号)5に規定する「1級相当の国家資格等」には当該工事の種類に係る監理技術者資格者証を有する者を含むものとする。

イ 監理技術者補佐の資格

監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)のうち1級の技術検定の第1次検定に合格した者(1級施工管理技士補)又は1級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られるものとする。

ウ 営業所の専任技術者の工事現場への設置

県発注工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、(1)の表の技術者の現場専任欄に掲げる金額未満の専任を要しない工事であっても、営業所の専任技術者の設置は認めないこととする。

5 技術者等の専任期間

(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任期間

建設業法第26条第3項の規定により、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として契約工期の期間とする。ただし、次の期間については工事現場への専任は要しないものとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成后、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、③に関して、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。

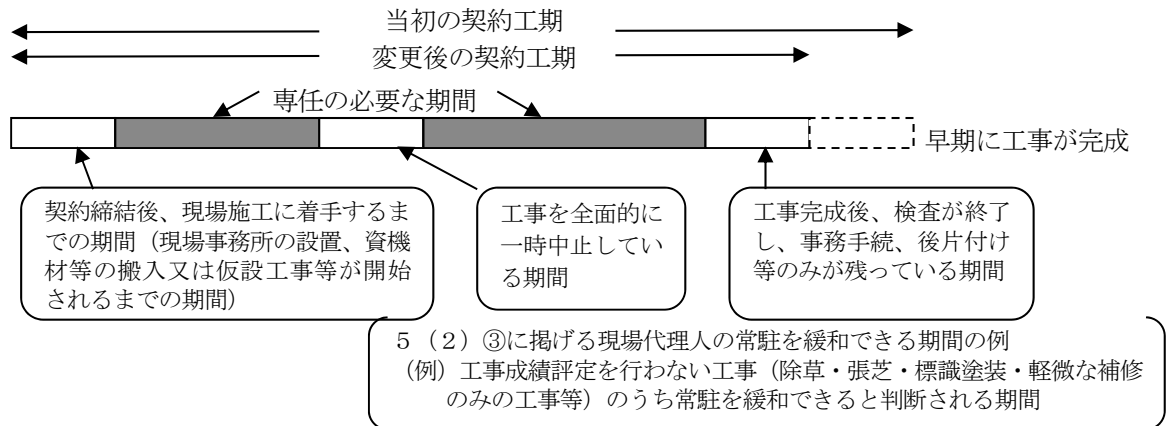
(2) 現場代理人の常駐期間

契約約款第10条第2項の規定により、現場代理人は、工事現場に常駐することになっている。ただし、次のように工事現場の運営及び取締り等を行う権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されている場合は、工事現場に常駐しなくてもよいこととすることができる。

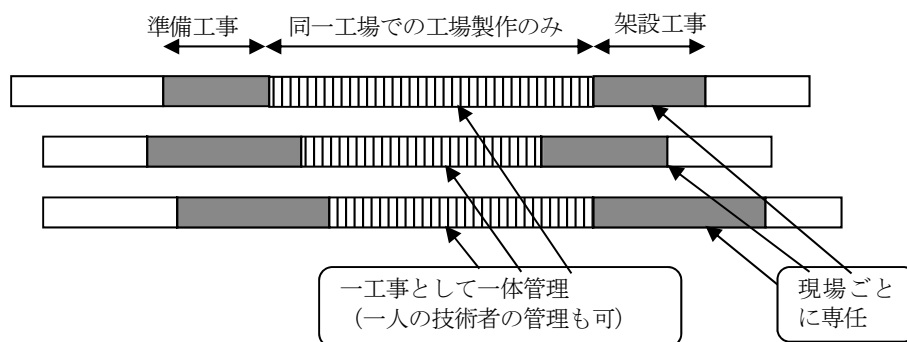
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)

- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない程度の工事の規模及び内容であるものについて、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないと判断される期間

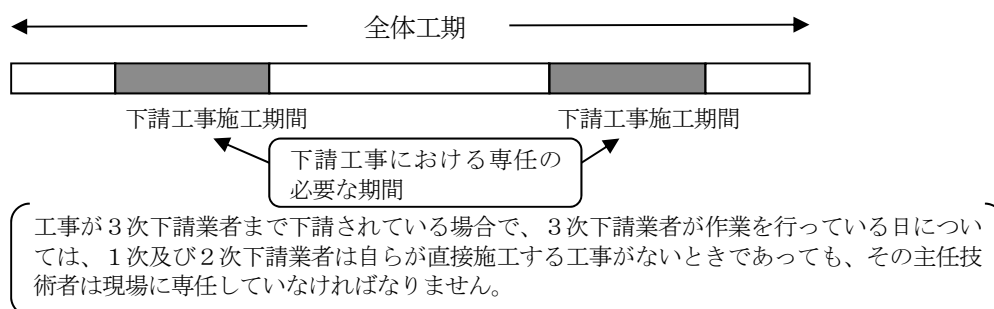
◇ 専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任期間



◇ 工場製作のみが行われている期間



◇ 下請工事であっても主任技術者の専任が必要



6 技術者等の兼務

(1) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐と現場代理人との兼務

主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、当該工事現場の現場代理人を兼ねることができる。

(2) 二以上の建設工事の技術者等の兼務

ア 現場代理人

次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができる。ただし、兼務できる建設工事の総数は、3件（④ただし書にあっては、2件）までとする。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した工事
- ④ 工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事。ただし、現場代理人が特例監理技術者を兼務する場合は、工事現場が同一の地域県民局管内（青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和36年1月青森県条例第13号）第2条第2項で定める所管区域をいう。以下同じ。）の工事とする。
- ⑤ 災害等緊急を要する工事
- ⑥ 請負代金の額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）未満の工事で、工事現場が同一の地域県民局管内のもの

イ 主任技術者

建設業法第26条第3項本文に規定する専任の主任技術者は、次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の専任の主任技術者を兼ねることができる。

- ① 既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事
- ② 既に施工中の工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した工事
- ④ 工事現場がおおむね10キロメートル以内の近接工事
- ⑤ 災害等緊急を要する工事

ウ 監理技術者

建設業法第26条第3項本文に規定する専任の監理技術者は、既に施工中の工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事がある場合で契約担当者等が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事の専任の監理技術者を兼ねることができる。

エ 特例監理技術者及び監理技術者補佐

建設業法第26条第3項ただし書の規定により、特例監理技術者は、複数の工事現場を兼務できるが、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で設置しなければならない。なお、兼務できる建設工事の総数は、2件とする。

兼務できる工事現場の範囲は、工事現場が同一の地域県民局管内の工事とする。兼務する場合には、監理技術者補佐が担う業務や情報通信技術の活用方針等について、事前に確認するものとする。

	3, 500 万円以上 (建築の場合は 7,000 万円以上)	3, 500 万円未満 (建築の場合は 7,000 万円未満)
現場代理人	原則常駐（契約約款第 10 条第 2 項） 兼務可能な県の要件 ・ 同現場の追加工事を同一業者が随契 ・ 追加工事を施工中の業者が落札 ・ 分割発注工事を同一業者が落札 ・ おおむね 10 km 以内の近接工事。 ただし、現場代理人が特例監理技術者を兼務する場合は、工事現場が同一の地域県民局管内の工事とし、兼務できる工事の総数は 2 件とする。 ・ 災害等緊急を要する工事	原則常駐 兼務可能な県の要件 ・ 工事現場が同一の地域県民局管内の工事
	兼務できる工事の総数は 3 件まで	
主任技術者	原則専任を要する（建設業法第 26 条第 3 項本文） 兼務可能な県の要件（建設業法施行令第 27 条第 2 項） ・ 同現場の追加工事を同一業者が随契 ・ 追加工事を施工中の業者が落札 ・ 分割発注工事を同一業者が落札 ・ おおむね 10 km 以内の近接工事 ・ 災害等緊急を要する工事	原則専任を要しない ※主任技術者と現場代理人が同一人であるときは上記による。
監理技術者	原則専任を要する（建設業法第 26 条第 3 項本文） 兼務可能な県の要件（一体性があるもの） ・ 同現場の追加工事を同一業者が随契	
特例監理技術者	原則専任を要する（建設業法第 26 条第 3 項ただし書） 兼務可能な県の要件 ・ 工事現場が同一の地域県民局管内の工事 ・ 兼務できる工事の総数は 2 件	
監理技術者補佐	原則専任を要する（建設業法第 26 条第 3 項ただし書）	

注意事項 1 監理技術者の兼務は、他の工事の監理技術者のみとする。

注意事項 2 監理技術者和其他の工事の主任技術者の兼務は認めない。

注意事項 3 監理技術者又は監理技術者補佐が、当該工事現場の現場代理人を兼務する場合は、他の工事現場の現場代理人を兼務できない。

7 施工中の技術者の変更

(1) 変更できる要件

施工中の建設工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次のいずれかの場合で契約担当者等が認めた場合に限り変更することができる。なお、監理技術者から特例監理技術者への変更又は特例監理技術者から監理技術者への変更は、技術者の変更には該当しないが、施工体制が変更となることから、事前に確認するものとする。

① 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐のやむを得ない事情（死亡、

傷病、出産、育児、介護、退職等）により変更が必要なとき。

- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。
- ③ 建設工事の主体部分が完成し変更しても支障がないとき。
- ④ 発注者の都合により工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
- ⑤ 発注者の都合により大幅な工期延長が行われたとき。

(2) 変更後の技術者の要件

変更後の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次の要件を満たす者であること。

- ① 変更前の技術者と同等以上の資格、資格取得後の経験年数及び施工経験を有すること。なお、総合評価落札方式により契約した建設工事にあつては、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要であることに留意すること。
- ② 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の変更に際し、引継ぎに必要な時間を確保するため、一定の期間、新旧の技術者を重複して設置できること。

8 技術者を設置しなかった場合等の措置

(1) 落札決定後、契約締結前の措置

落札決定後契約締結前までに、落札業者が技術者を設置できないことが明らかとなった場合（6の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、当該建設業者の落札決定を取り消し、次順位者を落札者とする。

(2) 契約締結後の措置

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合（6の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、契約を解除する。

(3) 建設業法等に基づく措置

（1）又は（2）の事実が明らかとなった場合は、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号）に基づく指名停止の措置及び建設業法に基づく監督処分を行う。

(その他)

このマニュアルは、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアルの規定は、平成28年6月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月4日から施行する。

令和3年度 建設産業振興関係事業について

建設産業相談窓口（県監理課）

（相談例）「新型コロナ対応を相談したい」「本業を強化したい」「新分野に興味がある」「支援制度があるか」など

- ・職員による常設の相談窓口【通年】
 - ・職員による出張相談（訪問相談等）【通年】
 - ・専門家による無料相談
- 関係部局と連携し、県の施策をフル活用します。

まずはお気軽に次頁の申込書により、メール・FAXでご連絡ください。（電話でも可）

※以下は今年度予定している取組ですが、新型コロナの影響により開催は未定となっています。各取組の開催可否、日程や参加者募集などは決まり次第ホームページに順次掲載していきます。

<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/shinkou.html>（青森県建設業ポータルサイト内）

ICT施工の推進（あおもりICT施工推進事業）

ICTを活用できる人財の育成及びICT施工の普及拡大を目指し、建機メーカー講師による施工講習会、ICT施工現場見学会、ICT活用個別相談会などを開催します。

技能労働者育成の支援（建設技能労働者育成支援事業）

先輩社員まかせになりがちな技能労働者の現場育成について、技能が円滑に承継されるよう、意識啓発のセミナーや社内での指導方法の研修などを実施します。

建設業の魅力発信（建設業の未来を担う人づくり推進事業）

次代の建設産業を担う児童・生徒に、入職の動機付けとなるよう、学校OB・OGや保護者・教師を巻き込んだ各種取組や建設業イメージアップ動画の放映を実施します。

小中校生向け：建設業の魅力を再発見！夏休み親子バスツアー、建設業体験イベント

高校生向け：働いてよかった！先輩講演会、若手技術者との意見交換会 など

女性活躍の推進（女性に選ばれる建設業推進事業） 令和3年度新規事業

男女問わず誰もが働きやすい建設業界を実現するため、女性建設技術者ネットワーク会議（H27.10 設立）や業界団体と連携して、建設業への女性の入職・就業継続の促進に向けた取組を実施します。



HP、ブログでの情報発信



ネットワーク会議



女性技術者交流会（北東北）



女子学生との懇話会

今年度も女性活躍に向けた取組を実施していくとともに、**建設業で働く女性の会員（事務職の方も可）及び応援企業を募集**しています。詳しくはホームページをご覧ください。 <https://aomorikensetuko.com/71833/>

青森県の建設産業振興ページを新たに建設業ポータルサイト内に開設しました！

<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/shinkou.html>

（トップページ右上「建設産業振興」のパナーをクリックしてください。）

<問い合わせ先> 監理課 建設業振興グループ 電話：017-734-9706 FAX：017-734-8178

E-mail: kensetsugyo@pref.aomori.lg.jp

建設産業再生・活性化促進事業

経営相談申込書

下記、必要事項をご記入のうえ、FAX またはメールにてお送り下さい。

令和 年 月 日

ふりがな 会社名				
連絡先	住所（〒 - ）			
	電 話		F A X	
	E-mail	@		
ご担当者	役職又は 所属部署		氏 名	(フリガナ)
相談内容	1.相談項目 該当するものにチェックしてください。(複数選択可) ☐新分野進出 ☐新技術開発 ☐財務・資金調達 ☐人事・労務・人材育成 ☐経営全般 ☐組織再編 ☐新型コロナ対応 ☐その他（ ） 2.相談内容			

本事業利用についての重要事項説明

～本事業を利用するにあたっては、以下の事項についてご了承の上、お申し込みください。～

- 1.経営相談におけるアドバイに際しては、相談申込者から必要な個人情報および企業情報をお聞きます。
- 2.当申込書のほかアドバイに必要な個人及び企業情報は、本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に利用します。収集した情報については、個人や企業が特定される形で使用することはいたしません。
- 3.本事業利用により、相談申込者に損害が生じてても、青森県はその責任を一切負わないものとします。

下請報告を怠った場合の指名停止の運用について

公共工事を受注した建設業者が、下請契約を締結した場合は、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされています。

なお、県発注工事では、下記通知文による変更後の書類の写しの提出が無いときは、青森県建設業者等指名停止要領の措置要件「施工体制台帳等の提出など、必要な報告を怠ったもの」に該当し、指名停止の措置を行うこととしているので、金額変更に係る下請契約書等の変更後の書類の写しを、必ず監督員へ提出するようにしてください。

◇令和3年3月2日最終改正：国不建第404～405号

【施工体制台帳の作成等について（通知）】

一 作成建設業者の義務

（４）施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。

◎添付書類

- ①発注者との契約書の写し
- ②下請契約書等の写し
- ③配置技術者の資格を証する書面の写し
- ④配置技術者との雇用関係を証する書面の写し
- ⑤一次下請契約に係る見積書の写し（県発注工事）

（５）施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時に遅滞なく行わなければならない。

（６）～（略）～

（７）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

◇施工体制台帳の構成

（所定の記載事項）

（複数の添付書類）

施工体制台帳 (作業員名簿 を含む。)



①	④
②	⑤
③	

- ① 発注者との契約書の写し
- ② 下請契約書等の写し
- ③ 配置技術者の資格を証する書面の写し
- ④ 配置技術者との雇用関係を証する書面の写し
- ⑤ 一次下請契約に係る見積書の写し
(※ ⑤は青森県発注工事の場合)

添付書類に変更があった場合についても、報告が必要です。

施工体制台帳及び施工体系図について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）等により、施工体制台帳（再下請負通知書を含む。以下同じ。）の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することになっています。

また、建設業者が工事現場に標識を掲げる義務について、発注者から元請として直接請け負った工事のみを対象とし、下請の建設業者については、掲示を要しないこととされました。一方、下請にどのような会社が入っているかを引き続き明らかにする必要があることから、施工体系図に下請負人に関する記載事項が追加されています。

○施工体制台帳の記載事項の追加

- 1 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名及び監理技術者補佐の資格
- 2 工事に従事する者に関する以下の事項（作業員名簿）
 - ①氏名、生年月日及び年齢、②職種、③社会保険の加入等の状況、④中小企業退職金共済への加入の有無、⑤安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容、⑥建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（従事者が希望しない場合は記載不要）
- 3 別添「施工体制台帳作成のポイント」、「施工体制台帳」及び「作業員名簿」を参照してください。

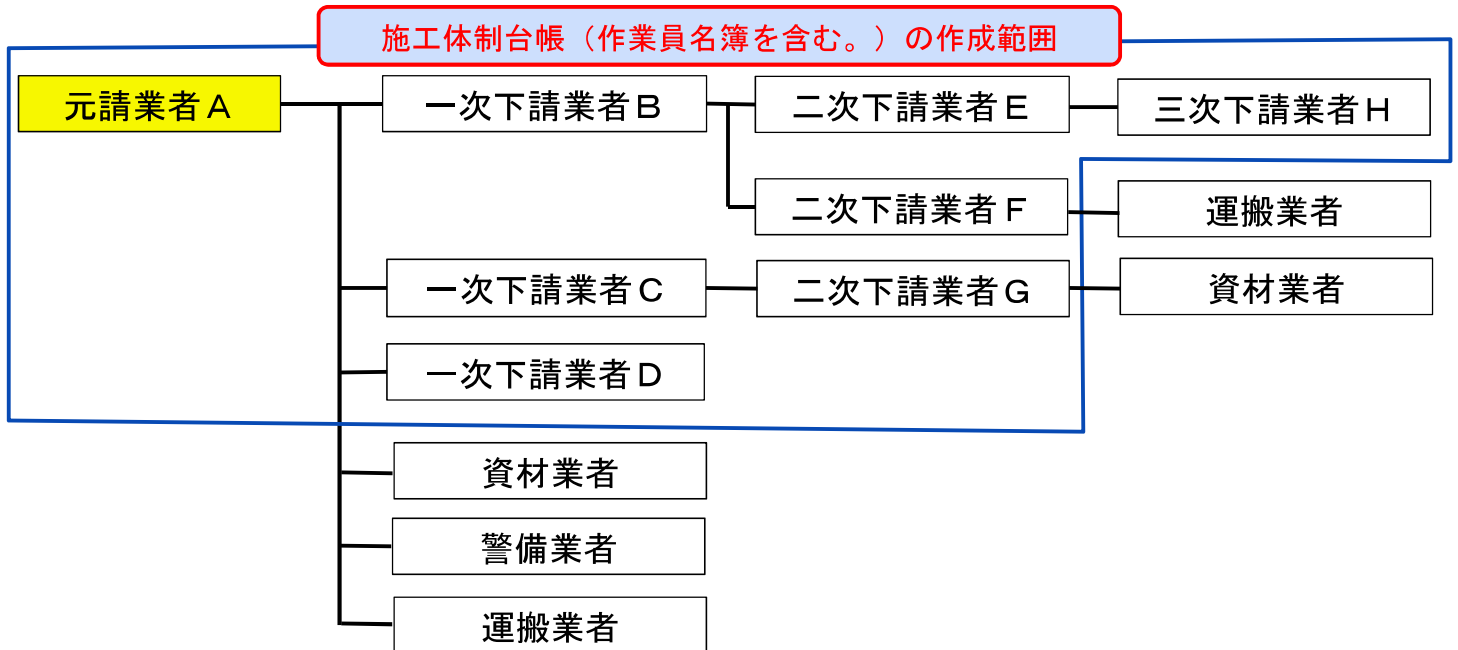
○施工体系図の記載事項の追加

- 1 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名
- 2 それぞれの下請負人に関する以下の事項
 - ①代表者の氏名、②当該下請負人が受けた建設業の許可の番号、③受けた許可の一般建設業又は特定建設業の別、④特定専門工事の該当の有無
- 3 別添「施工体系図」を参照してください。

※ 施工体制台帳の作成等を行う際の指針が定められている「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）も参照してください。

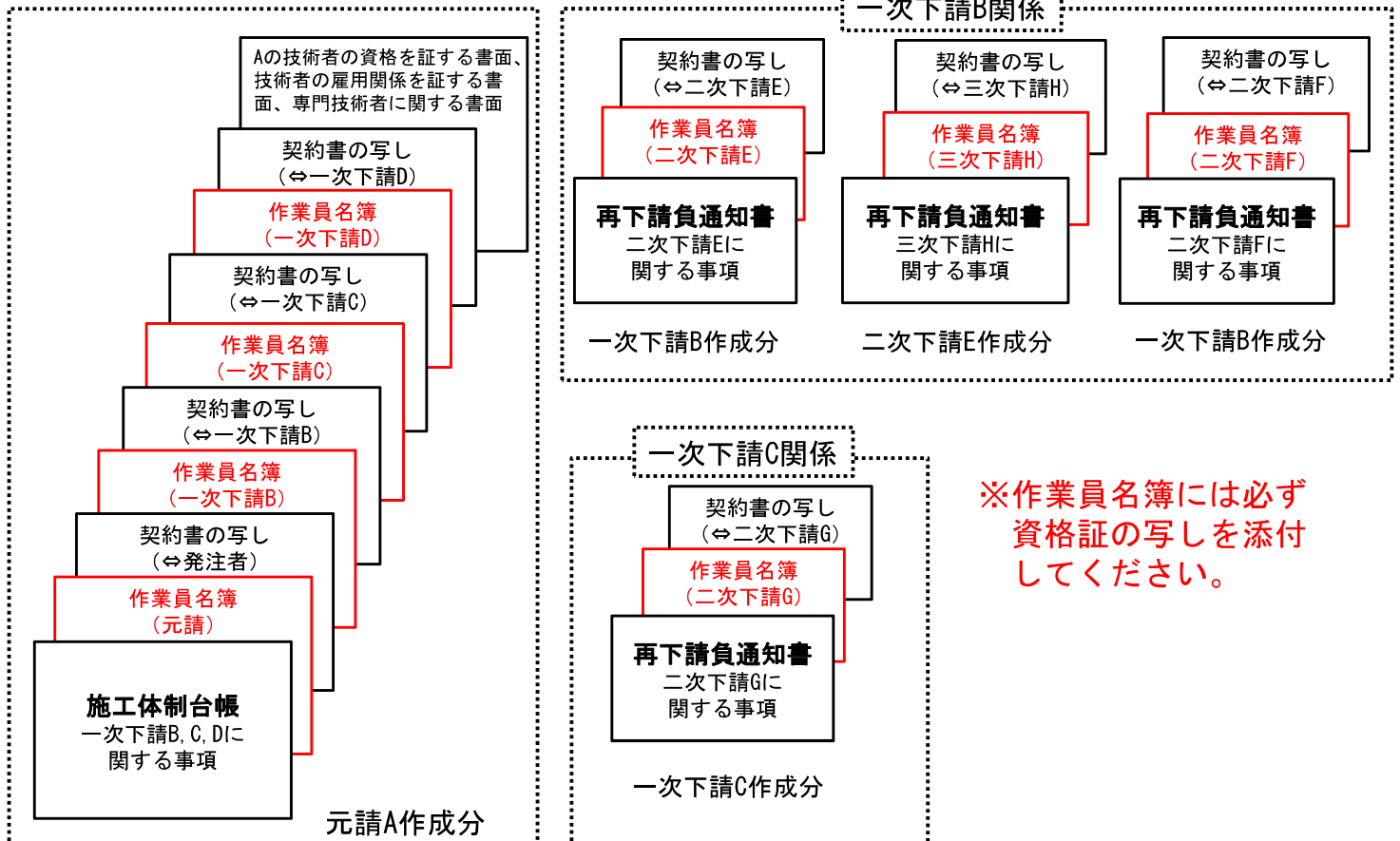
施工体制台帳作成のポイント

1. 施工体制台帳（作業員名簿を含む。）の作成範囲



※ 元請業者でなくても、自ら下請業者と建設工事の請負契約をした場合は、再下請通知を作成・提出しなければなりません（上図のB, C, E）。施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っていますので、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を合わせた全体で、施工体制台帳となります。

2. 施工体制台帳の構成



施 工 体 制 台 帳

[会社名・事業者ID] _____
[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号			許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容					
発注者名 及び 住 所					
工 期	自	年	月	日	契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無 ^{※1}	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外		適用除外		適用除外	
	事業所整理 記号等	区分	営業所の名称 ^{※2}	健康保険 ^{※3}	厚生年金保険 ^{※4}	雇用保険 ^{※5}	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権 限 及 び 意見申出方法	
--------------	--	-------------------	--

監督員名		作成建設業者が監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名を記入	権 限 及 び 意見申出方法	監理技術者補佐の資格を具体的に記入 例）一級土木施工管理技士補
現 場 代理人名			権 限 及 び 意見申出方法	
監理・主任 技術者名	専 任 非専任		資 格 内 容	
監理技術者 補佐名			資 格 内 容	
専 門 技術者名			専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容			資 格 内 容	
担 当 工事内容			担 当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無 ^{※6}	外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無 ^{※6}	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無 ^{※6}
-------------------------	-------------------	------------------------	-------------------	------------------------	-------------------

（記入要領）

- 上記の記載事項が、発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、記載を省略することができる。
 - 監理・主任技術者の配置状況について、「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（監理技術者が、専門技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。）
 - 添付書類 様式20：①発注者との契約書の写し、②配置技術者の資格及び雇用関係を証する書面の写し、
様式20-1：③下請契約書等の写し、④主任技術者の資格及び雇用関係を証する書面の写し、
⑤一次下請契約に係る見積書の写し（法定福利費を内訳明示すること。）
 - 記載事項又は添付書類に変更があったときは、遅滞なく変更後の書類を提出すること。
- ※1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合に（適用を受ける営業所が複数あり、その一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ※2 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
- ※3 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- ※4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- ※5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※6 当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

(様式 20-5)

事業所の名称
・現場ID
所長名

この工事を担当する事業所があれば、記載してください。
現場IDは、CCUSへの登録があれば、記載の必要はありません。

本書面に記載した内容は、作業員
名簿として安全衛生管理や労働災害
発生時の緊急連絡・対応のために元
請負業者に提示することについて、
記載者本人は同意しています。

作業員名簿
(令和3年 4月 1日作成)

元請が内容確認後、サイン又は会社印を押印します。

一次下請負者名を記載してください。
事業者IDは、CCUSへの登録がなければ、記載の必要はありません。

一次会社名
・事業者ID

山川建設

(次)会社名
・事業者ID

作業員の氏名を記載してください。
技能者IDは、CCUSへの登録があれば、記載の必要はありません。

(注)6. 参照

(注)7. 参照

(注)8. 参照

(注)9. 参照

(注)10. 参照

(注)11. 参照

番 号	ふりがな 氏名 技能者ID	職 種 ※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入 場 年 月 日
			年 月 日	年 齢	年金保険 雇用保険	年金保険 雇用保険		雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	
1	あおもり けんたろう 青森 県太郎	左官	昭和43年8月11日	5 2 歳	健康保険組合	厚生年金	有	職長教育 低電圧	高所作業車 玉掛け	1 級左官 技能士	令和 3 年 3 月 2 4 日
					×	×	×				×
2	けんど いちろう 県土 一郎	左官	昭和63年9月24日	3 2 歳	適用除外	適用除外	有	職長教育 低電圧	クレーン 足場 玉掛け	1 級左官 技能士	令和 3 年 3 月 2 5 日
					適用除外	適用除外	無				令和 3 年 3 月 2 9 日
			年 月 日	歳							年 月 日
							年 月 日				
							年 月 日				
			年 月 日	歳							年 月 日
							年 月 日				
							年 月 日				
			年 月 日	歳							年 月 日
							年 月 日				
							年 月 日				
			年 月 日	歳							年 月 日
							年 月 日				
							年 月 日				
			年 月 日	歳							年 月 日
							年 月 日				
							年 月 日				

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人 (作) …作業主任者 (注) 2. (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
(主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
(晋) …外国人技能実習生 (就) …外国人建設就労者 (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

経験年数の記載の必要はありません。

- (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒によい。
(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。
(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称 (健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険) を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称 (厚生年金、国民年金) を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載) 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容 (例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育) については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 (例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士) を有する場合は、「免許」欄に記載。
(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

資格・免許等の写しを必ず添付してください。

施工体系図

発注者名	名称
工事名称	

事業者IDは、CCUSの登録がないければ、記載の必要はありません。

工期	自 年 月 日 至 年 月 日
----	--------------------

下請負人の代表者の氏名を記入

- ①許可行政庁：「大臣」又は「知事」の別
②一般建設業又は特定建設業：「般」又は「特」の別
③許可年度
④業者番号を記入

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

作成建設業者が監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名を記入

一般建設業又は特定建設業の別「一般」又は「特定」に○を付ける。

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	知事(般-2)第777777号
一般/特定の別	一般 特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

①参考記載例

商号・名称 現場責任者名	〇〇警備会社 〇〇太郎
住所 連絡先	〇〇市大字△△字… 電話 □□□・……
誘導員配置数	3名(〇名~△名)
時 間 帯	一般/特定
工事内容	
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日

②参考記載例

商号・名称 現場責任者名	〇〇運送 〇〇太郎
住所 連絡先	〇〇市大字△△字… 電話 □□□・……
工事内容	① 10tダンプ 現場~〇〇まで
工事内容	② 10tダンプ 現場~〇〇まで
積 載 物	土砂等
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※(参考記載例)会社名、責任者、内容等、契約時間を記載する。記載項目は、契約内容にあわせて、任意の様式として。

(記入要領)
① 警備会社(誘導員等)の一次下請契約については、建設業法上の契約にあたりませんが、現場(安全管理)の一部と捉え、施工体系図に記載するものとする。(台帳の提出は不要、二次下請以下は対象外とする。)
② 建設業法にあたりない契約のうち、下記については現場の施工体制を把握するため、施工体系図に記載するものとする。(台帳の提出は不要。)
例) ・発生土を運搬する場合 ・元請人所有の建設機械の運搬する場合 ・工場製作品、支結品、橋桁等の工場渡しの資材を運搬する場合 ・工事現場の清掃、除排雪を行わせる場合
・水門の門扉、転落防止柵等を製造させる場合 ・産業廃棄物(建設副産物)の収集運搬等(有価物処分は含まない)
③ 建設機械等のオペレーター(付リリース契約を締結する場合)は、建設工事の請負契約とみなす。(台帳の提出、施工体系図への記載が必要となる。)
④ 元請名及び一次下請名の記載には、工事に係る等級区分を記載すること。(手書きでも可)

法定福利費を内訳明示した見積書の活用について

県発注工事では、一次下請契約を締結する場合においては、「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用を義務付けているところですが、二次以降の下請契約を締結する場合や、県発注工事以外の工事において下請契約を締結する場合においても、積極的に「法定福利費を内訳明示した見積書」を活用するようにしてください。

◇【社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和2年10月1日一部改訂）】（抜粋）

第2 元請企業の役割と責任

（8）法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

加えて、建設業法第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書）を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

第3 下請企業の役割と責任

（4）雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

建設労働者の社会保険への加入促進を図るためには、建設労働者を直接雇用する下請企業が法定福利費を適切に確保する必要がある。また、建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保すること。

（5）再下請負に係る適正な法定福利費の確保

下請企業が請け負った建設工事を他の建設業を営むものに再下請負させた場合には、当該下請企業（以下この節では「元請負人」という。）は、第2（8）と同様に、再下請負人の法定福利費を適正に確保する必要がある、標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう再下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して再下請負契約を締結しなければならない。

～（略）～

法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましょう！

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順 (簡易版)

(平成28年度実施『法定福利費セミナー』教材より作成)

平成29年2月28日

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

目次

はじめに	「法定福利費を内訳明示した見積書」とは・・・・・・・・・・ P 1
作成手順	法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順・・・・・・・・ P 2
	0 見積書に記載する内訳を確認する・・・・・・・・・・ P 3
	1 工事ごとの労務費を算出する・・・・・・・・・・ P 3
	2 労務費をもとに法定福利費を算出する・・・・・・・・ P 5
	3 見積書に法定福利費を明示する・・・・・・・・・・ P 6
参考	1 工事ごとにかかる法定福利費の計算例・・・・・・・・ P 7
	2 よくある質問・・・・・・・・・・ P 8
	3 下請指導ガイドラインの関係する記述・・・・・・・・ P 8
最後に	もっと詳しい情報について・・・・・・・・・・ P 9



「法定福利費を内訳明示した見積書」とは

「法定福利費を内訳明示した見積書」の目的

- 現場作業員の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中で確保する必要があります。
- このため、見積書の中に法定福利費を明示し、元下間で必要な法定福利費の確保に繋がります。

「法定福利費を内訳明示した見積書」の活用

- 平成25年9月に、国土交通省・厚生労働省や建設業団体により構成される「社会保険未加入対策推進協議会」で申し合わせがされ、業界全体の取組として見積書の活用が開始されました。
- 国土交通省としても、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」などで、法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重を要求しています。

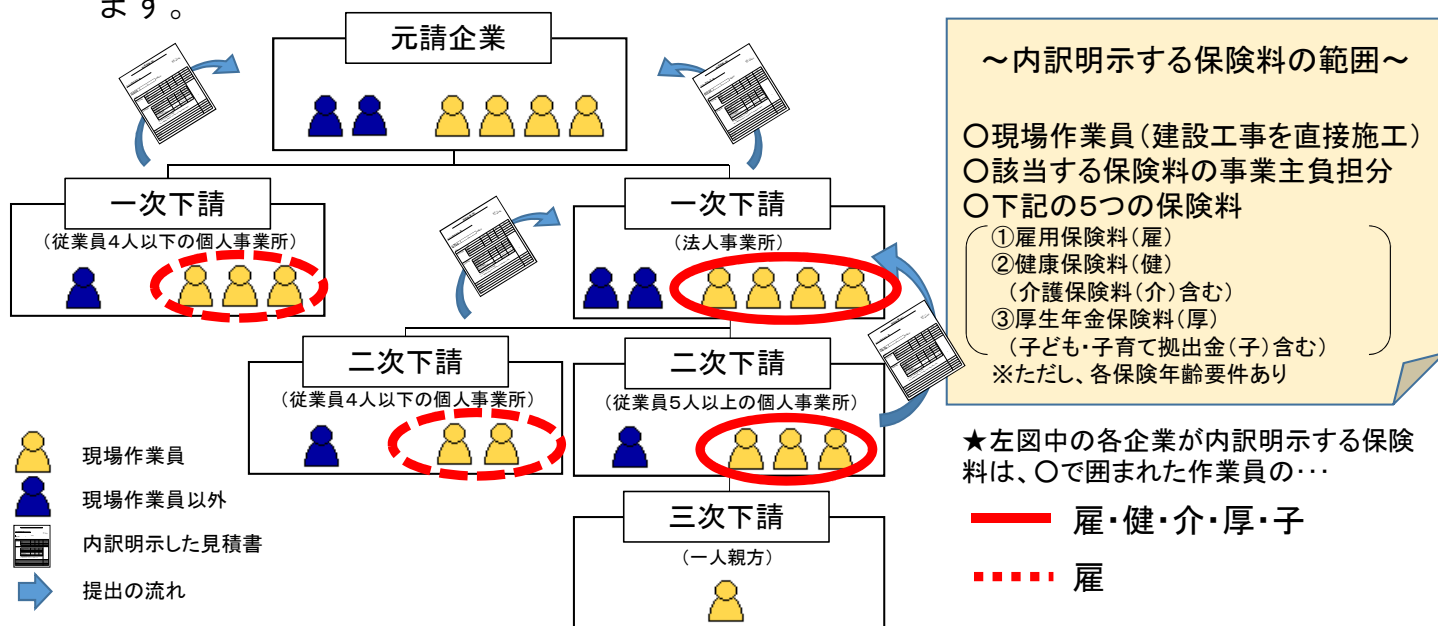
従来の見積書の違い

- 従来の取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。
- そこで、従来の総額による見積書ではなく、法定福利費を内訳明示して見積金額を計上することとしています。

「法定福利費を内訳明示した見積書」の作成

内訳明示する「法定福利費」とは

- 法定福利費とは、法律上の支払義務がある社会保険料の事業主負担分を指します。



工事ごとの労務費をもとに、必要な法定福利費を算出する

- 社会保険料は、保険に加入する労働者の賃金をもとに、支払わなければならない額が決まります。
- 工事ごとに現場作業員の労務費が発生するのとあわせ、工事ごとに法定福利費を算出します。

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

〇 見積書に記載する内訳を確認する

見積書を構成する要素としては、主に材料費、労務費、一般管理費などがありますが、法定福利費の算出には「現場労務費」の算出が必要です

1 工事ごとの労務費を算出する

工事に係る労務費は、企業ごとの実態に応じた方法で算出します
 純粹に労務費を積み上げて見積りをとっていない場合は、以下の方法があります

- ・数量ごとに歩掛かりで労務費の額を計算
- ・工事全体の標準的な労務費比率を用いて労務費の額を計算

2 労務費をもとに法定福利費を算出する

法定福利費を算出するには、労務費に、対象となる社会保険の法定保険料率を乗じることが必要です

3 見積書に法定福利費を明示する

見積書には、見積工事費総額だけでなく、法定福利費額を記載します

法定福利費を内訳明示した見積書の作成にあたって

基本 法定福利費の算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{① 労務費} \times \text{② 対象となる保険の料率}$$

(ポイント)

- ① 見積り段階での労務費の算出の方法
 - (工事に必要な人工数等がわかる場合) 人工数を用いる ⇒P3
 - (工事価格に占める労務費の割合がわかる場合) 労務費比率を用いる ⇒P4
 - (労務費算出が困難) ⇒下記Tips(その他の算出方法)
- ② 法定保険料率の把握 ⇒P5

Tips その他の算出方法

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{or} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

- 自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合等をあらかじめ算出し、個別工事ごとの簡便な算出に用いる方法
- 工事費の増減等が労務費と比例している工事について使用することが適当



0. 見積書に記載する内訳を確認する

材料費、労務費や経費（一般管理費等）などを、工事業種や各企業の実情に合わせて算出します。

見積りの内訳

項 目	金 額
① 材料費	200,000円
② 労務費 (法定福利費除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②) × 10%	65,000円
小 計	715,000円

① 材料費

	数 量	m ² 単価	合 計
材料費	200	1,000円	200,000円

② 労務費

→ 詳しくは次項以降

③ 経費

(材料費 200,000円 + 労務費 450,000円) × 10%

経費の%の判断基準は、

- 過去の実績に基づく経験値
- 各専門工事業団体毎に公表している標準見積書の%

など(下請)各社の妥当かつ適切なものによります。

ここでは、例として10%としているが、
企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

作成手順

1. 工事ごとの労務費を算出する

- 労務費総額は、企業ごとに工事内容等に応じた適切な方法で算出します。
- 例えば、以下のような方法が考えられます。

工事内容毎に必要な人工数がわかれば、人工数と平均的な賃金を用いて労務費を算出します。

工事の種類	所要人工数 (A)	平均日額 (B)	労務費 (A) × (B)
作業1	5	10,000円	50,000円
作業2	20	20,000円	400,000円
労務費総額			450,000円

歩掛りを用いて人工数を計算する方法

工事数量に標準的な歩掛りを用いて人工数を計算し、単価に応じて労務費を算出します。

工事数量 (A)	歩掛り (B)	所要人工数 (C)=(A)÷(B)	平均日額 (D)	労務費 (C) × (D)
200	8	25	18,000円	450,000円

自社で過去の実績値があり、工事の性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している場合などには平均的な労務費の比率を用いる方法も有効です。

平均的な労務費の比率を用いる方法

工事業種、各企業の実情に合わせて工事価格を見積もります。

工事名称	数 量	工事価格 (A)
〇〇工事	一式	1,000,000円



工事価格に対し、工事業種や各企業の実情に合わせた、平均的な労務費比率を乗じて、労務費を算出します。

工事価格 (A)	平均的な労務費比率(※1) (B)	労務費 (A) × (B)
1,000,000円	25%	250,000円

ここでは、例として25%としているが、企業や業種によって大きく異なるため、各社適切な値を用いること。

(※1) 労務費比率は、各企業において過去の経験や実績などに応じて適正に算出するか、各専門工事業団体の作成する標準見積書の数値を使用する。
業種や企業によって率は異なるものであり、労災保険料算定時に用いる労務費比率と必ずしも一致しない。

(参考)

- 労務費を算出する方法については、各工事の実態に応じ、適した方法で行います。
- 各専門工事業団体で、業種の特性に応じた「標準見積書」を作成していますが、歩掛かりや労務費の比率を用いる方法を以下の団体で採用しています。作成にあたってご参照下さい。

以下に挙げる業種以外にも、それぞれの業種に応じて標準見積書を公表していますので、見積書の作成にあたってご参照下さい。

歩掛りを用いる方法

塗装、マスチック、左官、鉄筋、造園、室内、保温保冷、躯体、型枠、ダクト、運動施設、解体、インテリア、在来工法住宅、フローリング、あと施工アンカー

平均的な労務費の比率を用いる方法

管、空調衛生、左官、サッシ、カーテンウォール・防火開口部、電設、シャッター・ドア、板硝子、マンション計画修繕施工

※業種ごとの労務費の比率についても、各標準見積書をご覧ください



(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。

→ 国土交通省HP:「標準見積書」で検索

2. 労務費をもとに法定福利費を算出する

労務費総額に保険料率を乗じて、法定福利費を算出する。

法定保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	用いる料率(A) (※1)	対象金額 (B)	法定福利費 (A) × (B)
雇用保険料	0.9%	同 左	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	同 左	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%	0.79% × 53.5% (※2)	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	同 左	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	同 左	450,000円	900円
合 計	15.961%	15.591%		70,170円

※この表にある法定保険料率は平成29年2月時点。健康保険料率は協会けんぽ(東京)を用いた。

(※1) 見積時に適用対象となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出する。ここではすべての労働者が適用対象としている。(わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とする。)

(※2) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、法定保険料率にその割合を掛け合わせる。あらかじめ対象人数がわかる場合は、その割合を使用することが望ましい。(例: 10人中7人が40～64歳の場合は0.79% × 7/10)

この例では、見積時に具体的な対象者の人数がわかっていないため、協会けんぽの被保険者全体に占める40～64歳の割合(53.5%)を用いている。

法定保険料率の調べ方

○ 法定保険料率は、それぞれ当局のホームページでご確認下さい

雇用保険

→ 厚生労働省HP

「雇用保険 保険料率」で検索

健康保険 & 介護保険

→ 全国健康保険協会HP

「健康保険 保険料額表」で検索

厚生年金保険 &
子ども・子育て拠出金

→ 日本年金機構HP

「厚生年金 保険料額表」で検索

社会保険の適用関係

○ 事業所の形態や労働者数により、社会保険の適用は異なります。

○ 適用対象(内訳明示の対象)となる作業員の割合がわかる場合は、労務費総額にその割合を掛け合わせて対象金額を算出します。(わからない場合は、全ての作業員の加入を前提とします。)

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険
法 人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
個 人 事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

□ : 事業主負担あり

■ : 個人で加入(事業主負担なし)

※年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※国民健康保険組合は、保険料の事業主負担がある場合／ない場合がある。

具体的に労務費が
算出できる場合

御見積書

◇◇建設株式会社 殿

見積金額 ￥847,983 … (ア)+(イ)+(ウ)

項 目	金 額
① 材料費	200,000円
② 労務費(法定福利費を除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②)×10%	65,000円
小 計	715,000円 … (ア)

【法定福利費（事業主負担分）】

保険料の種類	保険料率 (事業主負担分)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料	0.9%	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79%×53.5%	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	450,000円	900円
合 計	—	—	70,170円 … (イ)

【消費税】

法定福利費
を含む

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金 額
785,170円 ((ア)+(イ))	8%	62,813円 … (ウ)

御見積書

△△建設株式会社 殿

見積金額 ￥1,122,120 … (ア)+(イ)+(ウ)

労務費比率を
用いた場合

【工事価格】

工事名称	数 量	金 額
〇〇工事	一式	1,000,000円 … (ア)

法定福利費
を含まない

【法定福利費（事業主負担分）】

工事価格	平均的な 労務費比率	平均的な 保険料率 (事業主負担分)	法定福利費 (事業主負担分)
1,000,000円	25%	15.6%	39,000円 … (イ)

保険料率の合計

【消費税】

法定福利費
を含む

工事価格(法定福利費を含む)	消費税率	金 額
1,039,000円 ((ア)+(イ))	8%	83,120円 … (ウ)

工事ごとにかかる法定福利費の計算例

- 法定福利費は、作業員の年齢やその他条件により異なります。イメージを掴んでいただくため、細かく計算した場合の例を示します。
- 実際の見積時にはここまで詳細な情報がわからない場合が多いと思われるため、P2～P6の作成手順を参考にしてください。

問

ある下請X社が仕事を請け負い、X社の労働者A～Eと下請Fで工事を行うこととなり、その工事に係る賃金等を以下のようにした場合に、X社が負担することになる法定福利費の額を計算する。

	人工数	単 価	合 計	備 考
A職長	6	20,000円	120,000円	42歳
B作業員	5	18,000円	90,000円	45歳
C作業員	5	17,000円	85,000円	30歳
D作業員	5	15,000円	75,000円	65歳
E作業員	4	15,000円	60,000円	47歳、建設国保*
F作業員			100,000円	一人親方

* E作業員は、健康保険適用除外の承認を受けて、事業主負担のない建設国保（国民健康保険組合）に加入しているとする。

Tips

Check Point

- ・作業員の年齢による保険料の有無
- ・事業主負担の有無



【国民健康保険組合について】

従前から建設国保等の国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際や常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、年金事務所に必要な手続き（健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものとして扱われる。
ただし、雇用保険及び厚生年金保険への加入の義務は生ずる。

計算例

① 従事する作業員がわかっているため、保険毎に対象者を決定する

② ①で割り当てた対象者の労務費を合算し、保険毎の対象金額を決定する

③ 各保険料率に②で求めた金額を乗じて法定福利費を求める

保険料の種類	法定保険料率 (事業主負担分)	対象者 (職長、作業員)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料(※1)	0.9%	A、B、C、E	355,000円 (120,000+90,000+85,000+60,000)	3,195円
健康保険料(東京)	4.98%	A、B、C、D	370,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000)	18,426円
介護保険料(※2)	0.79%	A、B	210,000円 (120,000+90,000)	1,659円
厚生年金保険料	9.091%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	39,091円
子ども・子育て拠出金	0.2%	A、B、C、D、E	430,000円 (120,000+90,000+85,000+75,000+60,000)	860円
合 計	—	—	—	63,231円

(※1) 雇用保険料は64歳以上の支払いが免除されるため、D作業員分は負担なし。

(4月1日時点で64歳以上の被保険者は保険料免除。ただし、加入義務は65歳以上も生ずる。)

(※2) 介護保険料は40歳以上65歳未満の者が対象となるため、C作業員分及びD作業員分は負担なし。

(※) E作業員は事業主負担のない建設国保に加入しているため、健康保険料・介護保険料について事業主負担なし。

(※) F作業員の一人親方は雇用ではなく請負の関係にあるため、全部の保険料について事業主負担なし。

【法定福利費を内訳明示した見積書について】

Q. 介護保険料はどのように計算するのか？

A. 介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合、協会けんぽウェブサイト掲載の割合（被保険者全体に占める40～64歳の者の割合）を用いる方法が考えられます。最新（H27年度）の数値は53.5%です。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

A. 内訳明示する法定福利費分は請負金額の内訳なので、消費税の対象となります。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成して下さい。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

Q. 適用除外となる労働者の法定福利費の扱いは？

A. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の適用とされない労働者については、法定福利費は発生しないため、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。（例えば、常用労働者が1～4人の個人事業所では、原則雇用保険の法定福利費のみ内訳明示します。）
なお、見積段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は、全ての作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。その後、元請企業と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
における法定福利費に関する記述（概要）

元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- ・標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかける（見積条件に明示）

下請企業（再下請負の場合も同様）

- ・自らが負担しなければならない法定福利費を適正に見積り標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出

元請企業（下請企業が工事を再下請負させる場合も同様）

- ・下請企業から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映する

- ・下請企業の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請企業がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある

もっと詳しい情報について

各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

- 法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛型となる「標準見積書」を作成しており、平成25年より活用が開始されています。
- 業種の特性等に応じた見積書となっていますので、作成の際に参照下さい。

→ 国土交通省HP:「標準見積書」で検索

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」詳細版(国交省)

- 国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。
- 業種等に関わらず、見積書の標準的な作成手順を示しています。

→ 国土交通省HP:「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

- 建設業における社会保険の加入についての建設企業の取組指針です。
- 「法定福利費を内訳明示した見積書」についても記載しております。（詳しくは前項「参考3」を参照。）

→ 国土交通省HP:「社会保険 下請指導ガイドライン」で検索

社会保険労務士による「電話相談窓口」

- 社会保険労務士が、社会保険制度等について電話で専門的な相談に対応します。
- 全国社会保険労務士会連合会及び各都道府県社会保険労務士会にご協力をいただき、無料の電話相談窓口を設置しています。

→ 国土交通省HP:「社会保険労務士 相談窓口」で検索

中間前金払制度について

1 制 度

建設工事の契約において、受注者が前払金（請負代金額の4割以内）の受領後、更に請負代金額の2割以内で前払金を追加請求できる制度です（県発注工事では、1件の請負代金額が100万円以上の建設工事が対象となります。）。

2 要 件

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 手 続

- ① 契約担当者へ、中間前金払に係る「認定請求書」に建設工事請負契約書第11条に基づく「工事履行報告書」を添付して提出する。
 - ② 保証事業会社へ、契約担当者から交付された「認定調書」の写しを添付して中間前払金保証を申し込む。
 - ③ 契約担当者へ、「前払金請求書」に保証事業会社が発行した「中間前払金に関する保証証書」（原本）を添付して提出する。
- ※ 出来高検査等の手続は、不要です。
- ※ 各様式は、「青森県建設業ポータルサイト」に掲載しています。
- アドレス http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style_kouji.html

4 保証料

中間前払金の保証料率は、一律0.065%です。

【計算例】

請負代金額1,000万円で中間前払金200万円の場合：1,300円

※参考（前払金保証料）

請負代金額1,000万円で前払金400万円の場合：10,000円

中間前金払と部分払の選択について

○中間前金払と部分払との違い

	中間前金払	部分払
請求時の 出来高検査	不要 (書類審査で可)	必要 (出来高検査を実施し金額を算定)
支払条件	(当初40%の前払金を請求した後) ①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ③工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。	(第1回請求時) 請負代金額に対する出来高の割合が30%以上(前払金の支払を受けている場合は、40%以上)であること。

<参考>

～中間前払金を請求する場合の手続の流れ～



令和3年度 総合評価落札方式 **[工事]** 評価項目等の見直しについて

令和3年6月 青森県 整備企画課

令和3年7月1日以降入札公告を行う工事から、総合評価落札方式に関する運用ガイドライン（運用の手引き）について、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

1. **改定** 週休2日確保工事とICT活用工事の実績加点を分離

●週休2日確保工事の実績の有無

評価項目	評価基準	配点
週休2日確保工事 の実績の有無	週休2日確保工事の実績証明書あり	1.0
	上記以外	0.0

●ICT活用工事の実績の有無

評価項目	評価基準	配点
ICT活用工事の 実績の有無	ICT活用工事の <u>全面活用</u> の実績証明書あり	1.0
	ICT活用工事の <u>部分活用</u> の実績証明書あり	0.5
	上記以外	0.0

◆ICT活用工事証明書の有効期限：（旧）1年間→（新）3年間

◆ICT活用工事証明書の対象工種：

（旧）土工→（新）土工、舗装工、河川浚渫工、地盤改良工、法面工、舗装修繕工

◆建築関係工事は、評価対象外とします。

2. **改定** 社会貢献活動の要件緩和

◆対象とする社会貢献活動に「道路愛護功労者表彰制度」を追加しました。

◆道路等の「清掃、草刈り、泥上げ、除排雪等」の加点要件となる作業時間を緩和しました。

（旧）年間3回以上、各年度の延べ作業時間60時間以上

（新）年間2回以上、各年度の延べ作業時間40時間以上

3. その他

●【標準型】で発注される橋梁維持工事については、配置予定技術者の保有する資格に『「技術士」のほか「1級土木施工管理技士かつ橋梁AM点検士（道路部門）かつ橋梁補修技術研修会受講者」も評価対象とする』に修正しました（下線部分を修正）。

●新型コロナウイルス感染症に係る「継続教育(取得単位)」の暫定措置を延長します（別紙参照）。

新型コロナウイルス感染症に係る総合評価項目の暫定措置について

＜令和 3 年 7 月 1 日以降入札公告の工事及び業務に適用＞

評価項目「（配置予定技術者の能力）継続教育の取組状況」について、今年度の暫定措置として、以下のとおり運用します。

証明日を令和~~2~~3 年 3 月 31 日に限定せず、過去~~2~~3 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和~~2~~3 年 3 月 31 日まで）のうち任意の 1 年間（例えば、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで など）に取得した単位（ユニット）数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間 60 ユニット／過去 2 4 年間のうち任意の 2 年間 90 ユニット／過去 4 5 年間のうち任意の 3 年間 120 ユニット／過去 5 6 年間のうち任意の 4 年間 150 ユニット／過去 6 7 年間のうち任意の 5 年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ユニット／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間 250 ユニット／過去 6 7 年間のうち任意の 5 年間
建設コンサルタンツ協会	CPD 制度	50 単位／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間 150CPD 時間／過去 4 5 年間のうち任意の 3 年間
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間
日本造園学会	造園 CPD 制度	50 単位／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／過去 2 3 年間のうち任意の 1 年間

令和 3 年 4 月 1 日以降適用の労務単価の運用に係る 特例措置について

青森県県土整備部では、令和3年4月1日以降公告するものから適用する労務単価（以下「新労務単価」）を定めました。

これに伴い、県土整備部では、下記のとおり特例措置を定め取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

1. 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、下記 2 に定める工事の受注者は、「工事請負約款」第 57 条の定めに基づき、令和 2 年度の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2. 対象工事

令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して積算している工事（余裕期間制度を活用した工事においても同様に令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事とする）が対象となります。

なお、対象工事については、監督員から受注者へ当該特例措置の対象となっている旨を書面で通知します。

3. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において $P_{\text{新}}$ 及び k はそれぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価により積算された請負代金額対応額

k : 当初契約の落札率

4. 請求期限

監督員から対象受注者へ通知した日から 14 日以内とします。

5. その他

令和 3 年 2 月 28 日以前に契約を行った工事については、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 2 月 14 日付け青整企第 278 号）の規定を準用するものとします。

今回の措置に基づき請負代金額の変更の協議を行い、増額変更となった場合で、下請負人との契約に増額となった部分が含まれている場合は、下請負人との契約にもその増額を反映させるよう留意してください。

【担当】

青森県 県土整備部

整備企画課 技術管理グループ

TEL : 017-734-9645

Mail : seibikikaku@pref.aomori.lg.jp

建設業退職金共済制度について (建退共青森県支部からのお知らせ)

《 内 容 》

- 電子申請方式のご案内
- 掛金日額及び予定運用利回り改定のお知らせ
- 加入・履行証明書の発行基準について

共済契約者である皆様へのお願い

- ★就労日数に応じた共済証紙の貼付を忘れずにお願いします。
- ★その貼付状況を被共済者(労働者)にわかるようにして下さい。
- ★被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡し下さい。
- ★退職金の受給資格を有する被共済者に対しましては、退職金請求のご指導をお願いします。



建退共の電子申請方式が \\ 始まりました \\

1 電子申請方式とは

- 電子申請方式は、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです

2 電子申請方式の申込方法は

- 電子申請方式の利用をご希望の方は、電子申請方式申込書を建退共支部にご提出ください^{*1}

3 電子申請方式の使い方は

- 建退共からは、電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」を郵送します
- 「退職金ポイント」は、「電子申請専用サイト」でペイジー^{*2}  または口座振替により、購入してください
- 「就労実績ファイル」は、就労実績報告作成ツール^{*3}により作成し、電子申請専用サイトに登録してください
- 元請が下請分の掛金を充当する場合は、下請が就労実績報告作成ツールで作成した「就労実績ファイル」を元請がまとめて、電子申請専用サイトに登録してください
- 元請(掛金の拠出者)は、掛金が充当されると電子申請専用サイトから「掛金充当書」を下請分もまとめてダウンロードできますので、下請にお渡しください
なお、元請・下請(雇用主)双方で電子申請専用サイトを利用している場合、下請は「掛金充当書」を直接電子申請専用サイトからダウンロードできます(掛金納付方式は、現場ごとに元請が選択します)

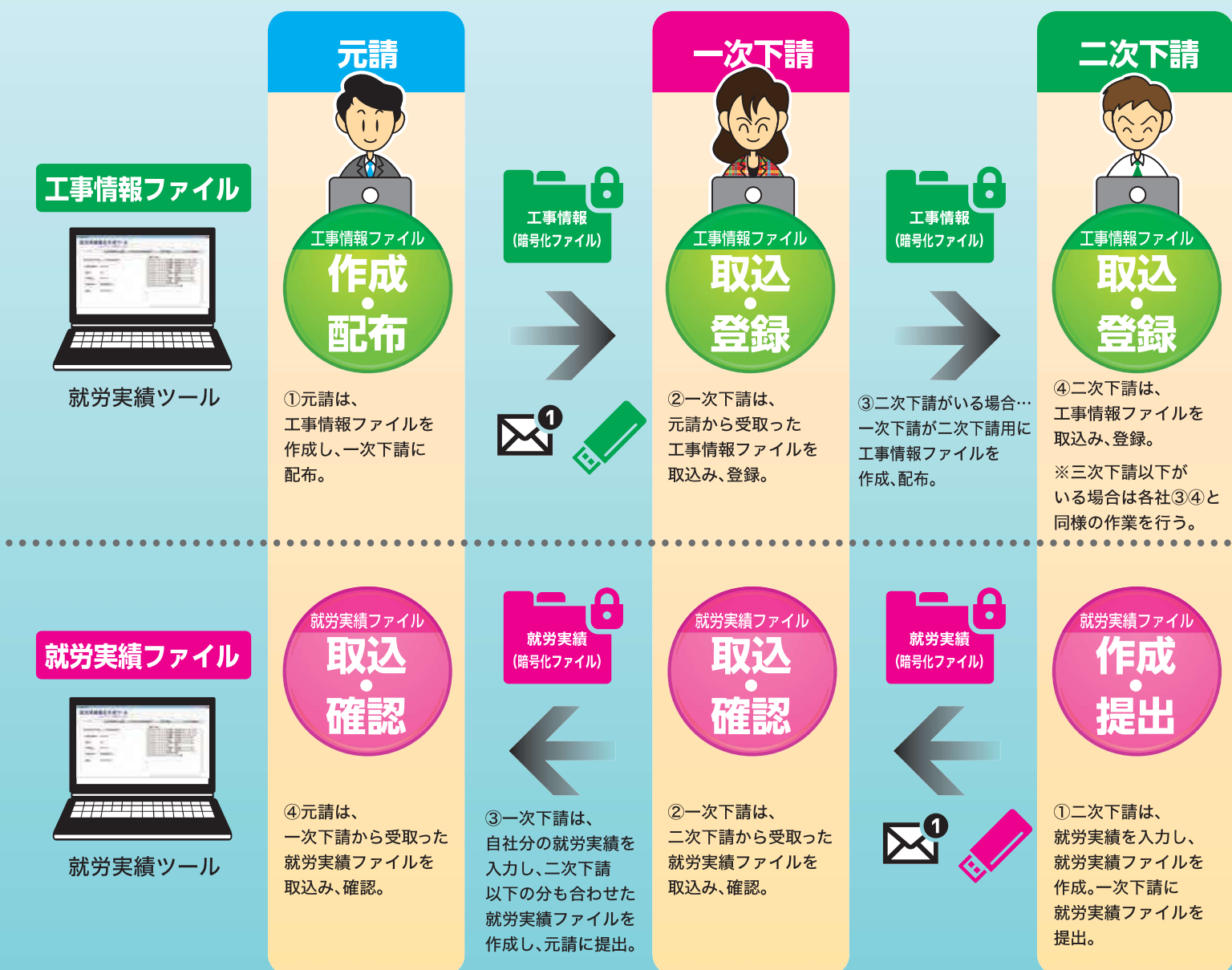
^{*1} 建退共ホームページからダウンロードまたは就労実績報告作成ツールで作成できます。(次ページ参照)

^{*2} ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。ペイジーが利用できる金融機関は建退共のホームページでご確認ください。
(建退共ホームページ⇒電子申請方式について⇒9.退職金ポイントの購入について⇒退職金ポイント取扱い金融機関を見る)

^{*3} 就労実績報告作成ツールは、建退共ホームページから無償でダウンロードできます。(次ページ参照)

電子申請方式の流れ

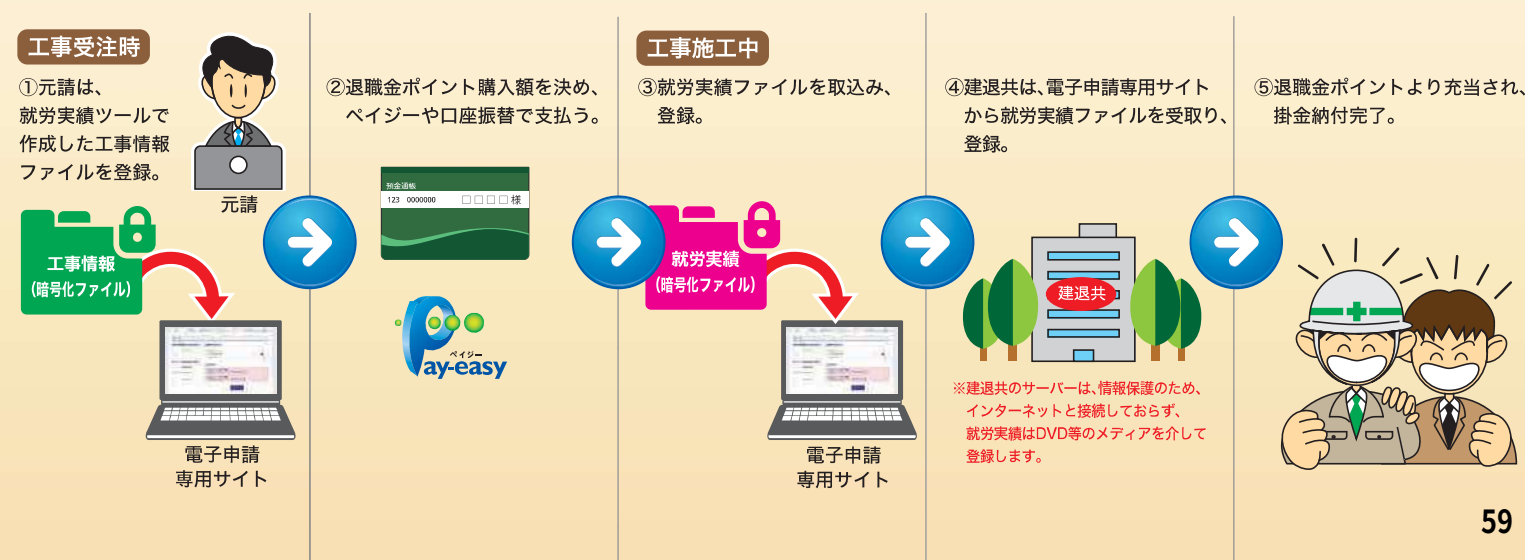
工事情報ファイル・就労実績ファイルの作成と登録（就労実績ツール）



※元請は工事情報、下請は就業履歴を建設キャリアアップシステム(CCUS)からダウンロードして就労実績ツールに取込む予定としております。

建退共へ就労実績報告・掛金納付（電子申請専用サイト）

※公共工事受注時の例です。



就労実績報告作成ツールについて

本ツールでできること

元請・下請間の共済証紙の請求様式として利用する就労実績報告が作成できます。

「建退共事務受託様式2号」「建退共事務受託様式4号(月別報告様式)」

「建退共事務受託様式5号(日別報告様式)」

電子申請専用サイトと連携する基本情報を作成します。

「工事情報ファイル」「就労実績ファイル(建退共事務受託様式4号の情報)」その他、

電子申請専用サイトのエラー情報をダウンロードして確認することができます。

ツールのダウンロード方法

就労実績報告作成ツールは建退共のホームページから無償でダウンロードできます。

●ツールはWindows10以降の環境で利用できます。

●ツールは定期的に更新します。

建退共のホームページでご確認ください。

建退共

検索

●共済契約者番号を間違えると建退共に正確に情報が登録できず加入履行証明の発行にお時間をいただく場合がありますので、事前に建退共ホームページの **建退共加入事業所情報** から、共済契約者番号をお調べください。

就労実績報告作成ツールダウンロードの流れ



①「建退共トップページ」より「ダウンロード」をクリック

②「8.就労実績報告作成ツール」をクリック

③「就労ツールダウンロード」をクリック

※マニュアルや動画はこのページの下段にあります。



⑦「すべて展開」をクリック

⑥「保存」をクリック



④「共済契約者番号」または「法人番号」を入力

⑤「ダウンロード開始」をクリック

電子申請専用サイト利用申込の方法

●電子申請専用サイトの利用には、「電子申請方式申込書」が必要です。

電子申請方式申込書の入手方法①



①「建退共トップページ」より「制度について」をクリック



②「10.電子申請方式の導入について」をクリック

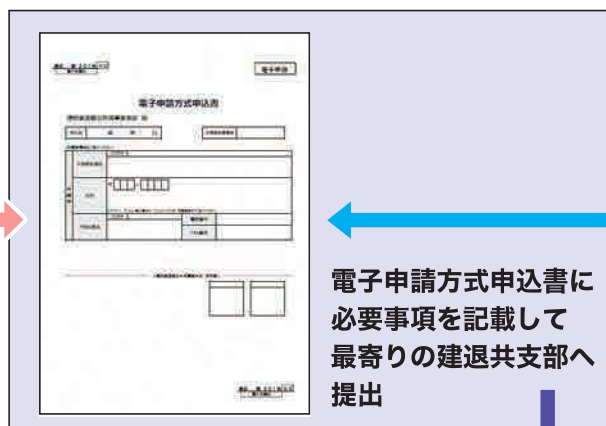


③「申込書ダウンロードはこちら」から、ExcelファイルかPDFファイルを選択して、申込書をダウンロード

電子申請方式申込書の入手方法②



「就労実績報告作成ツール」より「電子申請方式申込書」を印刷



電子申請方式申込書に必要事項を記載して最寄りの建退共支部へ提出

電子申請専用サイト開通通知

受付から約1週間で
「建退共本部」から
電子申請専用サイト
開通通知を郵送します。



建退共本部



建退共支部



●電子申請方式を利用しない場合でも、元請で納められた「掛金充当書」をダウンロードするためだけに「電子申請専用サイト」をご利用いただくこともできます。

電子申請方式に関するよくあるお問い合わせ



電子申請方式と証紙貼付方式を重複して掛金納付することはできますか？



建退共は、原則1日分の就労につき、1日分の掛金を納めていただく制度です。
同一の就労日に、電子申請方式と証紙貼付方式で重複して掛金を納めることは出来ませんのでご注意ください。



令和3年4月以降は必ず電子申請方式にしなければならないのですか？



証紙貼付方式に加えて、共済契約者の利便性を高めるために導入したもので、強制的に**電子申請方式にしなければならないものではありません**。



電子申請方式を申し込んだら、証紙貼付方式で掛金を納付してはいけませんか？



電子申請方式を使うか使わないかは、**工事現場ごとに、元請など掛金を拠出する企業に選択**していただくものです。(工事規模や地域性等を勘案してご判断ください。)電子申請方式を申し込んだからといって必ず電子申請で掛金を納付しなければいけないものではありません。また、一旦電子申請方式を採用した後も、証紙貼付方式のほうが自社の実態に合っていると判断された場合は、証紙貼付方式により掛金を納めていただけます。(発行されたIDは無効となりませんので利用取消の申請も不要です。)



一人の被共済者が、証紙貼付方式と電子申請方式両方で掛金を納めることは可能ですか？



工事現場ごとにどちらかの方式で納付できます。
また、**退職金は両方の納付実績を合算**してお支払いします。



手帳はなくなるのですか？



共済手帳は、証紙、電子とも共通ですので無くなりません。

自社が電子申請方式を採用しても、**工事により元請が証紙貼付方式の場合は、今までどおり証紙が現物交付されます**ので、共済手帳に貼付・消印してください。



下請がパソコンを使えないので、電子申請方式を採用することが困難です。



下請には、紙やExcelの就労実績報告書を渡して、**パソコンの処理能力のある元請や一次下請が代行して就労実績報告作成ツールに入力**をお願いします。



下請ですが、元請に電子申請に申し込むように指導されました。



元請が電子申請方式を選択した工事現場では、**下請が電子申請を採用している採用していないにかかわらず、被共済者の掛金は電子申請で納付**されます。この場合、元請からは、証紙を現物交付することに代えて、「**掛金充当書**」という、被共済者の掛金納付の証明書を下請に渡すこととなっております。下請の企業も電子申請を申し込んでいれば、直接、電子申請専用サイトで「掛金充当書」を受け取ることが出来るので便利です。



元請が電子申請を採用したら、下請も全部電子申請に切り替えないといけないのですか？



元請が電子申請を採用している場合は、証紙が交付されないかわりに、電子申請方式により掛金が納付されますが、**別の元請が証紙貼付方式を採用している場合は、証紙が交付されますので、引き続き貼付**してください。また、**自社分も同様に証紙貼付方式で納付**することができます。

電子申請および就労実績報告作成ツールの
操作方法に関するお問い合わせ

建退共本部電子申請方式専用コールセンター

0120-006-175

※受付は、土・日・祝日・年末年始を除く、平日9:00～17:00です。

建退共掛金日額及び予定運用利回りの改定のお知らせとお願い

令和3年10月1日から建退共の掛金日額は

・310円から10円引き上げて320円に

**・予定運用利回りは 3.0%から1.3%に
引き下げになります。**

※共済証紙貼付方式・電子申請方式いずれによる場合も適用されます。

- 近年の金融市場の状況等を踏まえ、制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の 3.0%から 1.3%に引き下げられます。
 - 予定運用利回り引き下げに伴う退職金水準の低下をできるだけ少なくし、制度の魅力を損なわないようにするため、掛金日額の 310 円から 320 円への引き上げをあわせて行います。なお、令和 3 年 9 月までに納付された掛金は、従来通りの予定運用利回りが適用されます。
 - 310 円の現行証紙は令和 3 年 9 月就労分まで共済手帳へ貼付していただき、令和 3 年 10 月 1 日以降就労分については 320 円の新証紙を貼付してください。
 - 令和 3 年 10 月以降は 310 円の証紙は販売しておりませんので、不足することのないようご注意ください、残った場合は、新証紙に交換してください。
- ※詳細については、今後、契約者の皆様方へ関係書類を送付させていただきます

建設業を取り巻く環境が大変厳しい中での掛金日額等の改定でございますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

加入・履行証明書発行基準

<発行基準>

1. 加入・履行証明書の発行基準は、次のとおりとする。

(1) 共済手帳の更新について

- ① 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
 - ア. 加入後1年未満の者
 - イ. 季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない者
 - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている者

(2) 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額が、(1)の被共済者に見合う額であること。この場合において、退職給付拠出額等の総額は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 電子申請方式において、当該共済契約者の負担又は他の共済契約者の負担により、当該共済契約者が雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ② 共済証紙購入額
- ③ 前年度から繰り越した共済証紙の金額及び元請から現物交付を受けた共済証紙の金額の合計から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

(3) 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について（令和4年度から）

共済証紙貼付方式を採用する公共工事が工事施工高に含まれている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成后1年間事務所に備え付けられていること。

2. 工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく（0人である場合を含む。）、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、1のほか、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていることを確認する。

3. 支部長は、地域の実情を踏まえ、基準を強化し、又は緩和することができるものとする。支部長が基準を強化又は緩和した場合においては、支部長は、当該基準を公表するものとする。ただし、1(2)の被共済者数に見合う退職給付拠出額等の総額の基準の緩和については、下限を設けるものとする。

<審査要領>

1. 「共済手帳受払簿」に記載されている加入状況、退職金請求状況等が、「共済契約者管理台帳」等により支部が承知している事実と相違ないことを確認する。
2. 「共済手帳受払簿」等により、基準 1 (1) ①に該当する（被共済者数に見合う共済手帳の更新数がある）ことを確認する。
3. 基準 1 (1) ①に該当しない事業主については、基準 1 (1) ②に該当することを確認する。
この場合において、基準 1 (1) ②アに該当する者については「共済手帳受払簿」等により、基準 1 (1) ②イに該当する者については出勤簿等により、基準 1 (1) ②ウに該当する者については業務システムの履行状況画面により、その事実を確認する。なお、共済手帳の更新については、2 年ごとの定期更新の手続が設けられたことから、定期更新の履行についても指導する。
4. 基準 1 (2) の退職給付拠出額等の総額については、次のとおりとする。
 - (1) 基準 1 (2) ①の電子申請方式による掛金充当額については、業務システムの履行状況画面により確認する。
 - (2) 基準 1 (2) ②及び③の共済証紙購入額等については、「共済証紙受払簿」等の記載により支部が承知している事実と相違ないことを確認する。
5. 基準 1 (2) の「退職給付拠出額等の総額が(1)の被共済者に見合う額」とは、退職給付拠出額等の総額が、被共済者数 1 人当たり 78,120 円（※ 1）を乗じた額（基準 1 (1) ②アに該当する者については「加入後の月数に 6,510 円（※ 2）を乗じた額」とし、基準 1 (1) ②イに該当する者については「労働日数に 310 円（※ 3）を乗じた額」とする。）以上であることとする。
6. 基準 1 (3) については、必要に応じ「工事別共済証紙受払簿」の提示等を求めて、確認する。
7. 基準 2 については、下記により、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていることを確認する。
 - (1) 「下請に行った電子申請による掛金充当額」を業務システムの履行状況画面により確認し、下請企業への電子申請方式による掛金の充当が適正に行われていることを確認する。
 - (2) 「共済証紙受払簿」の「証紙購入額」欄及び「下請へ現物交付した証紙の金額」欄の記載により、自ら雇用する被共済者に貼付した証紙以外の証紙の相当割合（全部の場合を含む。）が下請企業に交付されていることを確認する。その際、請負金額の最も大きい工事について、「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書」（「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。）の提示を受け、下請からの証紙交付依頼に対して適正な枚数

の証紙を交付して下請が受領したことを確認する。

(3) 支部への相談事例等により、当該企業が下請企業との間で証紙の交付や電子申請方式による掛金の充当に関してトラブルを起こしていないことを確認する。

8. 基準3ただし書きの被共済者数に見合う退職給付拠出額等の総額の基準の緩和の下限は、上記5で定める「被共済者数1人当たり 78,120 円」に対し、「被共済者数1人当たり 52,080 円 (※4)」とする。

9. 上記7. に該当する特別共済契約者については、「事務受託者番号」欄に記載があることを確認する（電子申請方式のみの場合を除く。）。

※1～4 掛金日額が令和3年10月に310円から320円に改定されることから、※1～4のそれぞれについて、改定以降は以下のとおり取り扱う。

※1 令和3年10月以降を始期とする決算期からは80,640円とする。

$$\text{掛金日額 (310 円)} \times 21 \text{ 日} \times 12 \text{ 月} = 78,120 \text{ 円}$$

$$\text{掛金日額 (320 円)} \times 21 \text{ 日} \times 12 \text{ 月} = 80,640 \text{ 円}$$

※2 令和3年10月以降分については6,720円とする。

$$\text{掛金日額 (310 円)} \times 21 \text{ 日} = 6,510 \text{ 円}$$

$$\text{掛金日額 (320 円)} \times 21 \text{ 日} = 6,720 \text{ 円}$$

※3 令和3年10月以降分については320円とする。

※4 令和3年10月以降を始期とする決算期を対象とするものについては53,760円とする。

$$\text{掛金日額 (310 円)} \times (21 \text{ 日} \times 2/3) \times 12 \text{ 月} = 52,080 \text{ 円}$$

$$\text{掛金日額 (320 円)} \times (21 \text{ 日} \times 2/3) \times 12 \text{ 月} = 53,760 \text{ 円}$$

(参 考)

事 務 連 絡

令和3年4月13日

勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部建設業事業部長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

経営事項審査用の建設業退職金共済事業加入・履行証明書発行手続における審査の徹底について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところである。

経営事項審査では、「労働福祉の状況」の審査項目において建退共制度への加入を評価しているが、建退共制度を適切に履行していることを証する書面として貴機構が発行している経営事項審査用の建設業退職金加入・履行証明書（以下「加入履行証明書」という。）の写しの提出を求めているところであり、正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合は評価しないこととされている。

加入履行証明書発行事務の取扱いについては、「経営事項審査用の建設業退職金共済事業加入・履行証明書発行の取扱いについて」（平成11年3月18日付け事務連絡）において、加入履行証明書を発行する際に、申請者に共済証紙の受払い簿等の提出を求め、共済証紙の購入が適正になされていること等を確認することを求めているところであるが、今般、共済証紙の受払の不適切な処理などにより、下位の下請負人の建退共制度の被共済者に対する掛金充当が徹底されていないといった課題が指摘されている。こうした中、建退共制度においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の一部改正等により、昨年10月より、証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となっており、その運用について「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（令和3年3月30日付雇均発0330第4号・国不建整第184号）及び「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について（令和3年3月30日付雇均勤発0330第1号・国不建整第186号）にて建設業団体あて通知されたところである。

これらを踏まえ、建退共制度を適切に履行していない者に加入履行証明書を発行することがないよう、これまでの取扱いに加え、証紙貼付をもって掛金納付が行われている場合にあっては、下記の取扱いについても併せて実施されたい。

記

経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始の日の直前1年間に施工した建設工事であって、証紙貼付をもって掛金納付が行われているもののうち、最も請負代金の大きいものについて、当該工事における下請負人から交付の依頼を受けた共済証紙の枚数を証する書面及び当該下請負人が依頼書に記載された枚数の共済証紙を受領したことを証する書面の提示を求め、共済証紙の受払い簿に記載された証紙の交付数と一致することを確認すること。